

令和7年8月修正

下川町地域防災計画

— 本 編 —

下川町防災会議

目次

第 1 章	総則	1
第 1 節	計画策定の目的	1
第 2 節	用語	2
第 3 節	計画推進に当たっての基本となる事項	3
第 4 節	計画の修正要領	4
第 5 節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第 6 節	町民及び事業者の基本的責務等	6
第 2 章	下川町の概況	9
第 1 節	下川町の地勢	9
第 2 節	過去の災害記録	11
第 3 章	防災組織	12
第 1 節	組織計画	12
第 2 節	災害対策本部	13
第 3 節	町職員の非常配備体制	21
第 4 節	住民組織等への協力要請	25
第 5 節	気象業務に関する計画	26
第 4 章	災害予防計画	39
第 1 節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	39
第 2 節	防災訓練計画	43
第 3 節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	44
第 4 節	相互応援（受援）体制整備計画	46
第 5 節	自主防災組織の育成等に関する計画	48
第 6 節	避難体制整備計画	51
第 7 節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	56
第 8 節	情報収集・伝達体制整備計画	60
第 9 節	建築物災害予防計画	61
第 10 節	消防計画	62
第 11 節	水害予防計画	63
第 12 節	風害予防計画	65
第 13 節	雪害予防計画	66
第 14 節	融雪災害予防計画	68
第 15 節	土砂災害の予防計画	70
第 16 節	ため池災害予防計画	73

第 17 節	積雪・寒冷対策計画	74
第 18 節	複合災害に関する計画	76
第 19 節	業務継続計画の策定	77
第 5 章	災害応急対策計画	79
第 1 節	職員の動員計画	79
第 2 節	災害情報収集・伝達計画	81
第 3 節	災害通信計画	84
第 4 節	災害広報・情報提供計画	88
第 5 節	避難対策計画	90
第 6 節	応急措置実施計画	101
第 7 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	103
第 8 節	広域応援・受援計画	106
第 9 節	ヘリコプター等活用計画	107
第 10 節	救助救出計画	108
第 11 節	医療救護計画	109
第 12 節	防疫計画	110
第 13 節	清掃計画	113
第 14 節	災害警備計画	115
第 15 節	交通応急対策計画	116
第 16 節	輸送計画	121
第 17 節	食料供給計画	122
第 18 節	給水計画	123
第 19 節	衣料、生活必需物資供給計画	125
第 20 節	石油類燃料供給計画	126
第 21 節	電力施設災害応急計画	127
第 22 節	上下水道施設対策計画	128
第 23 節	応急土木対策計画	129
第 24 節	被災宅地安全対策計画	131
第 25 節	住宅対策計画	133
第 26 節	障害物除去計画	136
第 27 節	文教対策計画	137
第 28 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	140
第 29 節	家庭動物等対策計画	142
第 30 節	応急飼料計画	143
第 31 節	廃棄物等処理計画	144
第 32 節	災害ボランティアとの連携計画	146
第 33 節	労務供給計画	148
第 34 節	職員派遣計画	149

第 35 節	災害救助法の適用と実施	151
第 6 章	地震災害対策計画	154
第 1 節	地震の想定	154
第 2 節	災害予防計画	156
第 3 節	災害応急対策計画	168
第 4 節	災害復旧・被災者援護計画	180
第 7 章	水防計画	182
第 1 節	水防の責務	182
第 2 節	水防組織	183
第 3 節	水防本部の所管事務	184
第 4 節	水害危険区域	185
第 5 節	雨量、水位観測所	186
第 6 節	水防活動用予報警報の通信計画	187
第 7 節	水防資機材	190
第 8 節	水防信号	191
第 9 節	水防活動	192
第 8 章	事故災害対策計画	193
第 1 節	航空災害対策計画	193
第 2 節	道路災害対策計画	198
第 3 節	危険物等災害対策計画	204
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	212
第 5 節	林野火災対策計画	216
第 6 節	大規模停電災害対策計画	222
第 9 章	災害復旧・被災者援護計画	225
第 1 節	災害復旧計画	225
第 2 節	被災者援護計画	227

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、下川町防災会議が作成する計画であり、下川町（以下、「町」という。）において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 下川町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害時に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 用語

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
町防災会議	下川町防災会議
本部（長）	下川町災害対策本部（長）
町防災計画	下川町地域防災計画
防災会議 構成機関	下川町防災会議条例（昭和38年3月25日条例第12号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策 実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動 要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することによって被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの命は自らが守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、北海道（以下、「道」という。）及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより、町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定め、これを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

町防災計画について、基本法第42条第6項の規定による北海道防災会議の意見は、北海道知事（以下、「道知事」という。）が定める町防災計画の全体に通ずる基本方針について行うものとし、個別の町防災計画がその基本方針に基づいて作成（修正）されている場合は、個別的な意見は、これを省略することができるものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議構成機関、町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、資料3のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

資料3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第6節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第1 町民の責務

町民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの命は自らが守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町、道、防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみ

だりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan；以下、「BCP」という。）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及びBCPの策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

- 4 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 下川町の概況

第1節 下川町の地勢

第1 自然的条件

1 位置及び面積

下川町は、名寄盆地の東部に位置し、北緯44° 17、東経142° 38に位置している。東は西興部村、西は名寄市、南は士別市、北は雄武町に隣接している。広さは、東西に20.6km、南北に31.4kmであり、面積は、644.54km²で、上川総合振興局の北部に位置している。



図 下川町の位置

2 河川

天塩岳に源を発する天塩川の最大支流である名寄川と、その支流である大小の河川がある。主な河川は、名寄川、その支流のサンル川、下川パンケ川からなっており、いずれも農業形成地帯を流れている。

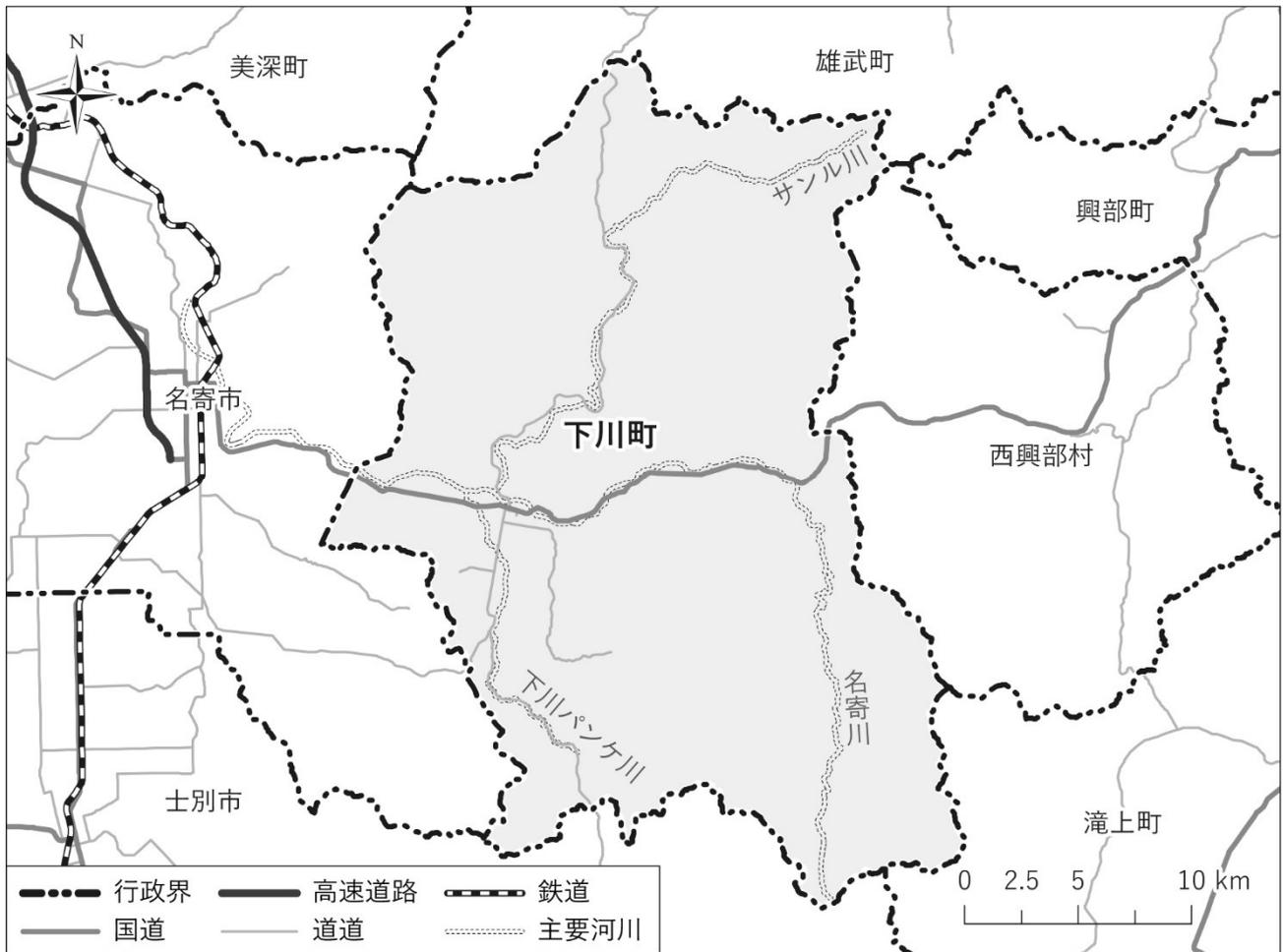


図 下川町の交通及び主要河川図

3 気象

本町の気候は、道の気候区分では内陸性に属し、酷暑、酷寒の差が大きく、その差は70度にも及ぶことがある。

常風は、南西にして、年に1～2回程度25mを記録することもあり、5月～6月は、本町独特のフェーン現象が発生し、最も火災の発生しやすい気象状態となる。過去には、大きな火災が数回発生している。

第2節 過去の災害記録

町における過去の災害記録は、資料7のとおりである。

資料7 過去の災害記録

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

第1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条の規定に基づく「下川町防災会議条例（昭和38年3月25日条例第12号、資料22）」第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とするもので、その組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 組織

町防災会議の組織は、資料1のとおりである。また、町防災会議委員名簿は、資料2のとおりである。

2 運営

「下川町防災会議条例（昭和38年3月25日条例第12号、資料22）」の定めるところによる。

資料1	町防災会議
資料2	町防災会議委員名簿
資料22	下川町防災会議条例

第2節 災害対策本部

町長は、町の区域内に災害時で必要であると認められるときは、基本法第23条及び「下川町災害対策本部条例（昭和38年3月25日条例第13号、資料23）」に基づき、次により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置し、防災活動を推進する。この際、災害対策組織において、災害情報を一元的に把握し共有することができる体制の整備を図るなど、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

1 設置

(1) 設置基準

本部は、基本法第23条の規定により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めたときに設置する。

本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
地震	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想される時。 ・人命の救助救出活動の難航が予想される時。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想される時。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。

(2) 名称

下川町〇〇〇災害対策本部とする。
ただし、〇〇〇は、災害名を付する

(3) 設置場所

本部は、原則として役場庁舎に設置する。
なお、役場庁舎が被災した場合を想定して、代替施設を選定しておく。

(4) 通知

町長は、本部を設置したときは、直ちに、次の機関に通知するとともに庁舎正面玄関に標識を掲げる。

- ア 上川総合振興局
- イ 町防災会議構成機関
- ウ 隣接の市町村

(5) 廃止

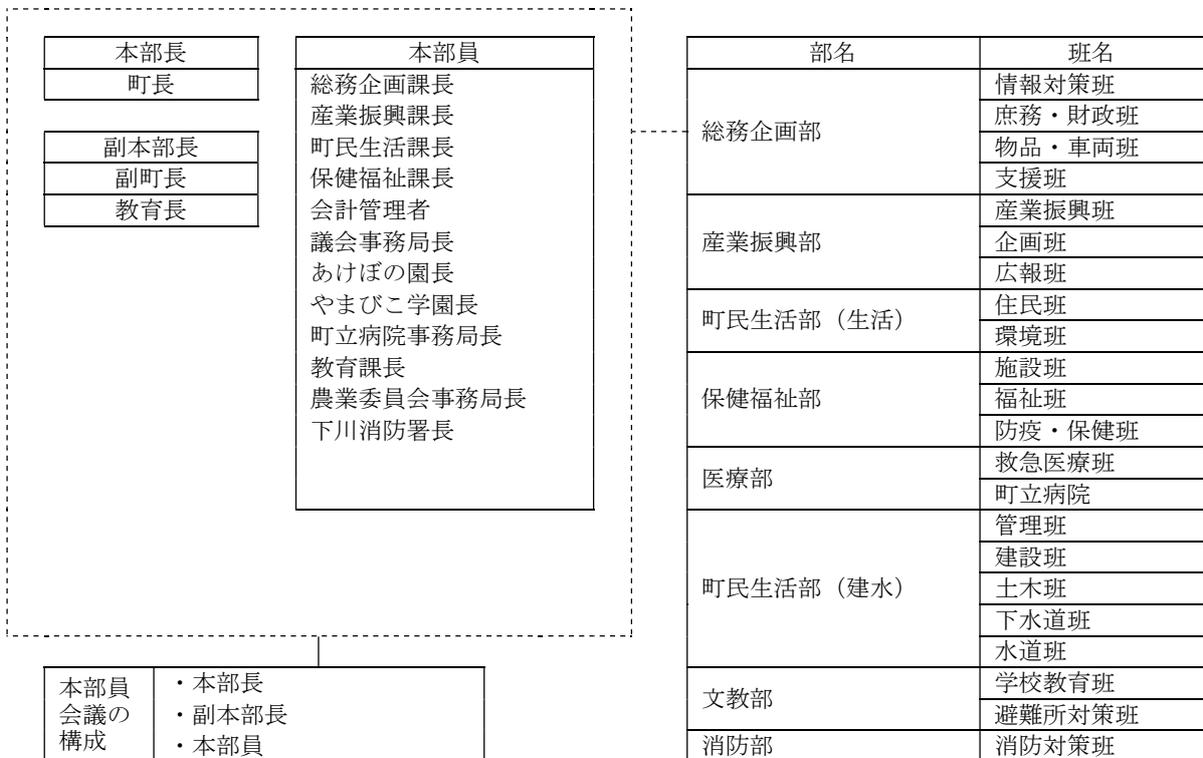
町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了したときに廃止する。

なお、廃止の通知は、設置の場合に準ずる。

2 組織

(1) 組織

本部の組織図は、以下のとおりである。



(2) 所掌業務

本部の所掌業務は、以下のとおりである。

所管部・班	事務分掌
各課共通事項	1 所管に属する防災計画の修正課題に関すること 2 所管に属する災害応急対策等に必要資材器材の整備及び点検に関すること 3 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること 4 災害時における所管事項の執行記録（時系列報告等）に関すること 5 各部、各班の連携に関すること 6 部内の総括及び連絡調整並びに記録に関すること
1 総務企画部 情報・対策班 庶務・財政班 物品・車両班 企画班 広報班 議会事務局 支援班	1 災害に係る職員の出勤把握及び被害調査並びに公務災害補償に関すること 2 災害に係る派遣職員の給与等の決定及び支給に関すること 3 災害対策業務従事職員への物資供給に関すること 4 災害に係る財政及び予算措置に関すること 5 庁舎の応急措置及び復旧に関すること 6 町情報システムの被害調査及び応急対策に関すること 7 災害見舞者及び視察者の応対に関すること 8 議長、副議長及び各議員への連絡調整に関すること 9 災害物資の購入及び調達に関すること 10 町有財産の緊急使用に関すること 11 町有財産の災害対策及び被害調査に関すること 12 直接防災に関する以外の一切の物品調達 13 災害時の車両確保及び配車に関すること 14 緊急通行車両に関すること 15 一時帰宅者の車両の取扱いに関すること 16 被災地への応援物資及び本部職員の輸送に関すること 17 被災現場の記録撮影に関すること 18 報道機関との連絡調整に関すること 19 被災地及び避難所等における広報・広聴活動に関すること 21 緊急応援に関すること など 22 その他各課に属さないこと
2 産業振興部 商工班 農務班 指導班 調査計画班 森林班	1 商工業の被害調査及び融資等の相談に関すること 2 観光施設等の被害状況の調査及び復旧対策に関すること 3 労務の供給に関すること 4 災害時の物価抑制に関すること 5 災害救助と総合計画に関すること 6 関係機関に対する陳情及び請願に関すること 7 町民広報（避難指示等、被災地及び避難所等）に関すること 8 農作物の被害調査及び応急対策に関すること

所管部・班	事務分掌
	9 農地及び農業用施設の被災調査及び応急対策に関すること 10 農作物の防疫に関すること 11 霜害予防計画及び応急対策に関すること 12 救農対策に関すること 13 家畜の防疫に関すること 14 町営牧場、家畜、畜舎等の被害調査及び応急対策に関すること 15 家畜飼料の確保に関すること 16 死亡獣畜に関すること 17 放浪及び収容家畜に関すること 18 被災農家の相談（農業被害補償、融資等） 19 種苗等衛生資材の確保に関すること 20 農地及び農業用施設の災害復旧工事に関すること 21 営農水路及びため池等灌漑施設の警戒警防及び応急対策に関すること 22 食料物資の応援協力に関すること 23 林野等の被害調査及び応急対策に関すること 24 林野の火災予防に関すること 25 林野の病害虫異常発生の防疫に関すること 26 被災地林野の林業資金の斡旋、相談に関すること など ※ 部内の総括及び連絡調整並びに記録に関すること
3 町民生活部 （生活） 住民班 環境班	1 防災会議の運営に関すること 2 防災計画に関すること 3 災害対策本部等の設置・運営に関すること 4 災害予防及び災害応急対策実施の推進並びに調整に関すること 5 関係機関及び他自治体との連絡調整に関すること 6 国及び道に対する要請及び報告に関すること 7 自衛隊の派遣要請の求めに関すること 8 被害の取りまとめ及び災害記録に関すること 9 気象の予報警報及び情報の受理並びに伝達に関すること 10 交通規制等の措置に関すること 11 避難住民の交通安全対策に関すること 12 被災に関する情報の収集に関すること 13 通信連絡機能の保全管理及び確保に関すること 14 安否情報の収集体制の整備に関すること 15 避難指示等の発令に関すること 16 災害非常配備体制に基づく職員の配置に関すること 17 災害救助法適用による救助の総括に関すること 18 被災地避難所との連絡に関すること

所管部・班	事務分掌
	19 備蓄食料等に関する事 20 行方不明者の捜索 21 庁内非常配備体制の周知連絡に関する事 22 災害に係る中央関係機関との連絡調整に関する事 23 他自治体等の応援隊受け入れに関する事 24 被災者に対する弔慰金等に関する事 25 被災者の国民健康保険料の減免等に関する事 26 住民組織との連絡調整に関する事 27 死体の捜索、収容、埋葬に関する事 28 災害に伴う火葬の許可及び火葬場の使用許可及び火葬場の確保に関する事 29 環境衛生施設の被害調査及び応急対策に関する事 30 被災地の汚染、塵芥、し尿収集の処理等及び用地確保に関する事 31 し尿処理手数料の減免に関する事 32 家庭動物対策に関する事 33 放浪動物に関する事 34 町税の減収及び納税猶予に関する事 35 町民税の減免に関する事 36 固定資産税減免に関する事 37 被災世帯、被災人員、被災家屋等の被害状況の調査及び被災台帳に関する事 38 罹災証明に関する事 39 義援金に関する事 40 災害関係経費の出納に関する事 など
4 保健福祉部 施設班 福祉班 防疫・保健班	1 災害弱者の保護及び被害調査並びに報告に関する事（入所者、ひとり親等）及び要 支援者名簿の活用に関する事。 2 被災者に対する各種福祉資金等に関する事 3 応急保育及び入所者の被災対策に関する事 4 災害ボランティアに関する事 5 被災者の心のケア及び相談に関する事 6 被災地の防疫及び消毒並びに収容に関する事 7 被災者の保健予防（感染症予防含む）及び保健指導に関する事 8 日赤救助活動及び医師会等との連絡調整に関する事 9 被災者の衛生指導に関する事 10 老人ホーム・知的障害・医療収容施設の応急対策 など
5 医療部 救急医療班 町立病院	1 被災者の応急医療救援、収容、介助及び看護・財産に関する事 2 負傷及び傷病者の医療救護に関する事 3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関する事 4 医療等の委託に関する事

所管部・班	事務分掌
	5 医療、助産の薬品等の調達に関する事 6 感染症患者及び精神病患者の収容及び医療措置に関する事 7 助産及び被災者の救護に関する事 8 救護所の設置及び管理に関する事 など
6 町民生活部 (建水) 管理班 建築班 土木班 下水道班 水道班	1 災害応急建設資機材及び水防資機材の調達・配分に関する事 2 作業用機械運行に関する事 3 街路樹の被害調査及び応急対策に関する事 4 河川・排水路等の被害調査、応急対策、復旧工事に関する事 5 危険水防区域の警戒巡視に関する事 6 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 7 各災害状況の調査に関する事 8 建築物の被害調査、応急対策に関する事 9 公共施設の応急処理に関する事 10 防災建築の促進に関する事 11 被災地における建築制限及び耐震に関する事 12 災害住宅の融資制度及び貸付相談に関する事 13 災害時の建築用資材の需給計画に関する事 14 災害救助法適用時における住宅の応急修理に関する事 15 応急仮設住宅の設置及び管理並びに入居者の決定に関する事 16 道路関係の災害復旧工事に関する事 17 道路障害物の除去に関する事 18 緊急除雪に関する事 19 公園、緑地の被害調査及び応急対策に関する事 20 施設等の浸水対策に関する事 21 都市計画及びその他の地域の応急対策等に関する事 22 上下水道施設の警戒配備に関する事 23 上下水道施設の応急対応に関する事 24 上下水道施設の被害調査及び応急対策並びに復旧に関する事 25 排水調整に関する事 26 河川水位に関する事 27 水道の庶務に関する事 28 飲料水の非常給水・確保及び広報活動に関する事 29 上下水道料金、その他の費用の軽減に関する事 30 上下水道施設の災害復旧に関する事 31 水質の保全と検査に関する事 など
7 文教部 学校教育班	1 文化財保護及び施設（社会教育等）の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災児童生徒に対する学用品の給与に関する事

所管部・班	事務分掌
避難所対策班	3 被害写真、資料等の収集に関すること
	4 給食設備、給食用物資の被害調査及び応急対策に関すること
7 文教部	5 教職員の動員に関すること
学校教育班	6 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること
避難所対策班	7 応急教育施設の確保に関すること
	8 被災時における学校給食の対策に関すること
	9 児童生徒の保護計画及び実施に関すること
	10 被災児童生徒及び学校施設の衛生管理に関すること
	11 被災時における学校運営、学習指導及び児童生徒の指導に関すること
	12 施設の応急利用に関すること
	13 避難住民の誘導に関すること
	14 その他特命の事項に関すること
	15 炊出し及び配給に関すること
	16 救援物資の受入れ・管理に関すること
	17 避難所の開設及び管理並びに収容、記録に関すること
	18 生活必需品等の調達・供給に関すること
	19 行方不明者の調査に関すること
	20 避難所（所管施設）の開設及び管理の応援協力に関すること など
8 消防部	1 消防部隊の出動及び運用
	2 消防活動及び救急・救助活動
消防対策班	3 行方不明者等の捜索活動
	4 医療・救護活動における患者搬送
	5 緊急輸送・搬送ルートを選定
	6 ドクターヘリ及びドクターカーの要請・受入
	7 通信機能の確保
	8 災害情報等の収集・伝達
	9 水防活動
	10 広域的な消防応援・受援体制の整備
	11 危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置
	12 惨事ストレス対策

3 運営

本部の運営は、「下川町災害対策本部条例（昭和38年3月25日条例第13号、資料23）」の定めるところによる。

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員は、それぞれ所管事項について本部員会議に必要な資料を提出しなければならない。
- イ 本部員は、必要により所要の職員を伴って本部員会議に出席することができる。
- ウ 本部員は、本部員会議の招集を必要と認めるときは、総務企画部長にその旨申し出る。

(3) 決定事項の周知

本部員会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図る

(4) 意思決定権限者の代理順位

本部の設置後、意思決定権限者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権限者に代わって意思決定を行う。

決定権限者	役職名	代替職員	
		代替順位 1 位	代替順位 2 位
本部長	町長	副町長	教育長

資料23 下川町災害対策本部条例

第3節 町職員の非常配備体制

第1 非常配備体制

1 非常配備体制の基準

(1) 本部は、被害の排除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

本部は役場本庁舎内に設置し、状況に応じ消防署庁舎等に設置することができる。

また、必要に応じ災害対策本部設置前に警戒配備連絡体制を取ることが出来る。

ただし、本部が設置されない場合であっても必要と認めるときは、非常配備の基準により配備体制をとることがあるものとする。

(2) 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準

種別	配備の時期	配備の内容	任務	担当部
第一非常配備 準備体制	1 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表され、災害が予想されるとき。 2 震度4の地震が観測されたとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。 4 名寄川について洪水警報が発表されたとき。	情報連絡のため、総務企画部、町民生活部の人員をもって当たり、さらに状況によって次の配備に円滑に移行できるよう体制を整える。	本部員会議の開催準備 情報収集・情報連絡 各機関への要請準備	町民生活部 総務企画部 各部長等
第二非常配備 警戒体制	1 局地的な災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生したとき。 2 震度5弱以上の地震が観測されたとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。 4 名寄川の水位観測所において氾濫注意水位に到達したとき。	関係各班の所要人員をもって当たるもので、災害発生とともにそのまま開始できる体制とする。	部長会議の開催情報を収集して各班に連絡 各班は、部長、班長の指揮下に入り、活動を開始	第一非常配備体制を含む各部班職員等
第三非常配備 出動体制	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備体制を指令したとき。 2 震度6弱以上の地震が観測され、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。 3 予想されない重大な被害が発生したとき。 4 名寄川の水位観測所において避難判断水位に到達したとき。 5 その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	本部長の命により、各班の災害業務全般を遂行	全職員

(備考)

- 1 災害の規模及び特性に応じ、上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- 2 本部各班の配備要員
 - (1) 動員（非常招集）方法
 - ア 庶務・財政班長は、本部長の非常配備決定に基づき各部・班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
 - (ア) 上記の通知を受けた各部・班長は、配備要員に対しその内容を通知するものとする。
 - (イ) 各班長から通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
 - (ウ) 各班においては、あらかじめ班内（非常招集）系統を確立して置くものとする。
 - (エ) 本部が設置されない場合における職員の動員（非常招集）は、本計画に準じて行うものとする。

2 本部各班の配備要員

(1) 動員（非常招集）方法

ア 庶務・財政班長は、本部長の非常配備決定に基づき、各部・各班に対して本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。

(ア) 上記の通知を受けた各部・班長は、配備要員に対し、その内容を通知するものとする。

(イ) 各班長から通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

(ウ) 各班においては、あらかじめ班内（非常招集）系統を確立しておくものとする。

(エ) 本部が設置されない場合における職員の動員（非常招集）は、本計画に準じて行うものとする。

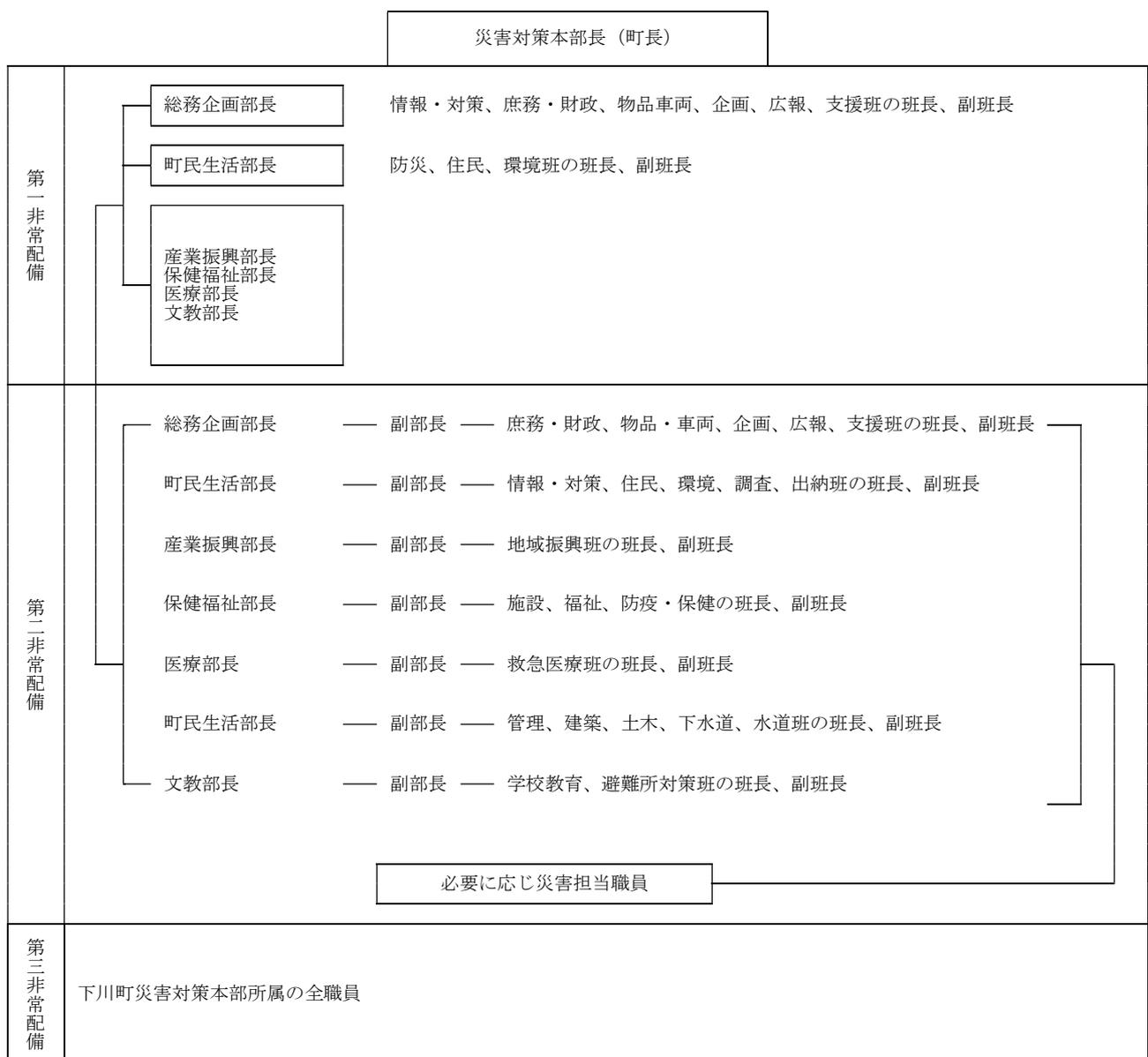


図 災害対策本部の非常配備体制及び動員

3 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、廃止する。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 町民生活部長は、気象台その他関係機関と連携を図りながら気象情報の收受・伝達等を行う。

(イ) 各部長は、町民生活部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行う。

(ウ) 第1非常配備につく職員の数人は、各自の所属する課の所在場所において待機するものとし、その状況によって各班長において待機人数を増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 本部長は、必要に応じて関係部長を招集し、情報を聴取するため、本部員会議及び部長会議を開き、当該情勢に対応する措置を検討する

(イ) 各部長は、所掌業務に関する情報の収集伝達体制を強化する。

(エ) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

a 事態の重要性を部員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。

b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。

c 関係部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告する。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は、必要に応じ、情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部情報連絡責任者を置く。なお、本部情報連絡者は、各班の副班長が担当する。

ア 災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を伝達するものとする。

イ 情報連絡責任者は、必要に応じ、補助連絡員を指名することができる。

第4節 住民組織等への協力要請

災害時において、本部及び関係機関の職員をもって応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、各住民組織等に対し、次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

- (1) 災害時における住民の避難誘導
- (2) 災害現場における応急手当てと患者の搬出
- (3) 指定避難所の管理運営及び被災者の世話
- (4) 救援物資の支給及び応急資機材の輸送
- (5) 地域内における被害状況調査の協力
- (6) 被災地域の貿易、政争の奉仕及び応援
- (7) 災害情報収集と本部への連絡に関すること
- (8) 自主防災組織の編成による諸活動の要請
- (9) その他救助活動に必要で、町長が協力を求めた事項

2 協力要請先

住民組織及び団体の名称	代表者	連絡先	備考
下川町公区長連絡協議会	連絡協議会会長	会長宅	
下川町建設業協会	会長	会長宅	
その他住民組織及び団体	各代表者	各代表者宅	

(注) 住民組織及び団体の名称、代表者氏名、連絡先等については、別に名簿を調整しておくものとする。

3 住民に対する伝達方法

住民に対する伝達方法は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」等の報告、収集及び伝達に関する計画によるほか、地域情報連絡員に対しても行うものとする。

4 地域情報連絡員

気象警戒及び災害情報の収集伝達のため、各公区の公区長をもって地域情報連絡員に充てる。

5 自主防災組織

災害発生後の2次災害の発生防止と被害軽減は、町が整備拡充を行うだけでは不十分であり、行政機関、住民、事業所がそれぞれの責務の下に災害応急活動の連携をすることが必要である。

そのため、町は、地域防災活動の推進を図るため、関係機関と連携し、公区、事業所等による自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

第5節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象及び水象等の特別警報、警報、注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当気象官署

(1) 一般予報区

ア 道においては、全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

(ア) 一次細分区域

府県予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割した区域

(イ) 市町村等をまとめた地域

特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するため、二次細分区域をまとめた地域

(ウ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域

イ 予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

令和6年8月1日現在

府県予報区	一時細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域の名称
上川・留萌地方	上川地方	上川北部	下川町

(気象庁Webサイトより)

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象特別警報

警報名	基準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される

(イ) 気象警報

警報名	基準
大雨警報	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

	きに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪警報	大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(ウ) 気象注意報

注意報名	基準
大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

ウ 洪水警報及び注意報

警報・注意報名	基準
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動	警戒レベル相当			
			河川情報	防災気象情報		
			危険度に応じた基準水位	洪水等に関する情報		土砂災害（大雨）の情報
	水位情報がある場合	水位情報がない場合				
5	緊急安全確保 (災害発生・切迫)	命の危険 直ちに安全確保！	氾濫発生情報		大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)
			氾濫の発生	危険度分布： 黒（氾濫している可能性）		
4	避難指示 (災害のおそれ高い)	危険な場所から 全員避難	氾濫危険情報		危険度分布： 濃い紫（極めて危険） うす紫（非常に危険）	土砂災害警戒 情報
			氾濫危険水位	危険度分布： 紫（同右相当）		
3	高齢者等避難 (災害のおそれあり)	危険な場所から高齢者などは避難。その他避難準備等	氾濫警戒情報		洪水警報 危険度分布： 赤（警戒）	大雨警報
			避難判断水位	洪水警報 危険度分布： 赤（同右相当）		
2	大雨注意報 洪水注意報 (気象庁発表)	ハザードマップ等で 避難方法を確認	氾濫注意情報			
			氾濫注意水位	危険度分布： 黄（同右相当）		
1	早期注意情報 (気象庁発表)	最新情報に注意	水防団 待機水位			

立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動（詳細）

区 分	発令される状況	立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動（詳細）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	■命の危険 直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	■危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	■危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 (避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者) 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	■自らの避難行動を確認 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれ	■災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(3) 警報基準 (数値はいずれも予想値)

(令和6年5月23日現在)

発表官署 旭川地方気象台

府県予報区	上川・留萌地方	
一次細分区域	上川地方	
市町村等をまとめた地域	上川北部	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 11
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 130
洪水	流域雨量 指数基準	下川パンケ川流域=15.6, サンプル川流域=27.8 桑の沢川流域=6.4, シカリベツ川流域=12.6
	複合基準	—
	指定河川洪水 予報による基準	名寄川 [真勲別 (下川町ほか)]
暴風	平均風速	16m/s
暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm

(4) 注意報基準 (数値はいずれも予想値)

(令和6年5月23日現在)

発表官署 旭川地方気象台

府県予報区	上川・留萌地方	
一次細分区域	上川地方	
市町村等をまとめた地域	上川北部	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 6
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 80
洪水	流域雨量指数基準	下川パンケ川流域=12.4, サンル川流域=22.2 桑の沢川流域=5.1, シカリベツ川流域=10
	複合基準	サンル川流域=(5, 12.6) 名寄川流域=(5, 19.1)
	指定河川洪水予報による基準	名寄川 [真勲別 (下川町ほか)]
強風	平均風速	12m/s
風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	60mm以上: 24時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計	
濃霧	視程	200m
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
なだれ	(1) 24時間降雪の深さ30cm以上 (2) 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
低温	4月~6月、8月中旬~10月: (平均気温) 平年より6℃以上低い 7月~8月上旬: (気温) 14℃以下が12時間以上継続 11月~3月: (最低気温) 平年より12℃以上低い	
霜	最低気温3℃以下	
着雪	気温が0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量: 90mm	

(5) 気象情報等

ア 府県気象情報 (上川・留萌地方気象情報)

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

イ 土砂災害警戒情報

上川総合振興局と旭川地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報 (土砂災害) 発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、町長が避難指示等を発令

する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう町ごとに発表する。

なお、これを補足する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報 (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>) で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

ウ 記録的短時間大雨情報

上川・留萌地方で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量90mm前後）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

※ 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）：

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

※ 大雨警報（浸水害）の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

※ 洪水警報の危険度分布：<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

※ 高解像度降水ナウキャスト（竜巻発生確度ナウキャスト）：

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

オ 火災気象通報基準

実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速で10m/s以上が予想される場合とする。なお、旭川地方気象台の観測値は、16m/sを目安とする。

なお、平均風速が10m/s以上の予想であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

2 地震に関する警報等及び情報等

(1) 地震動警報・予報の種類及び内容

種類	発表名称	内容等
地震動 特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して発表する緊急地震速報。 なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する緊急地震速報

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 町が該当する緊急地震速報で用いる区域名称

都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名
北海道	北海道道北	上川地方北部	下川町

(3) 地震情報の種類とその内容

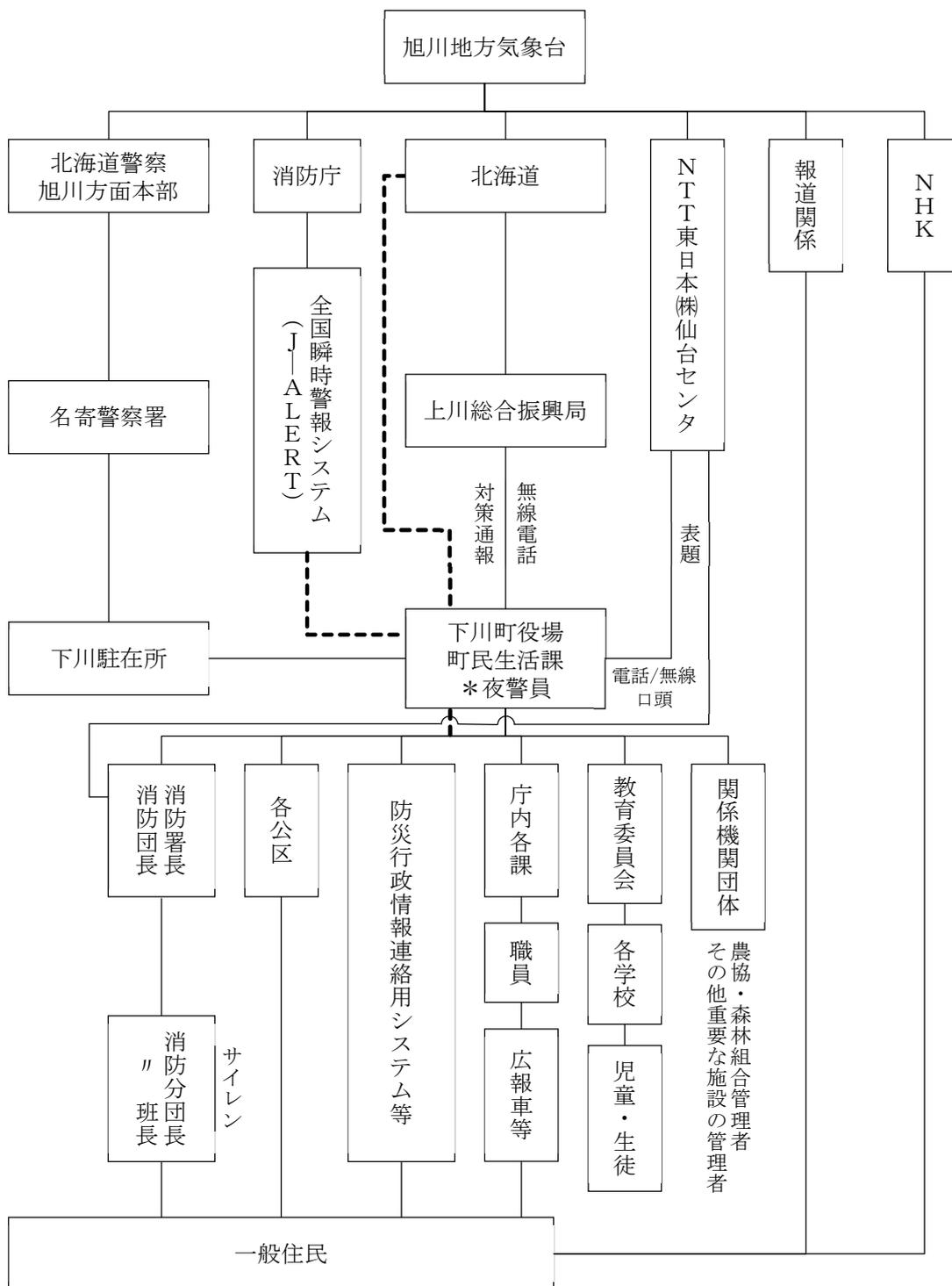
地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報(特別警報)、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報(特別警報)、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

3 水防活動の利用に適合する警報・注意報

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報 又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により、河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

4 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達及び方法

気象警報は、次の気象警報等伝達系統図に基づき電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達する。



図中の破線 (----) は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知が義務付けられている経路

図 気象警報等伝達系統図

* 平日： 17時15分～22時
 土日・祝：8時30分～17時15分

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報を受けた警察官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、必要により次の機関に通報する。

- (1) 上川北部消防事務組合 下川消防署
- (2) 名寄警察署 下川駐在所
- (3) 上川総合振興局地域創生部地域政策課
- (4) 旭川地方気象台
- (5) 災害の影響のある隣接市町村
- (6) その他、その異常現象に関係ある機関

4 住民に対する周知徹底

災害による被害が予想される災害地域の住民に対する周知は、防災行政無線、広報車等により確実に行う。

資料4 警戒区域の担当区分

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、本町において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、道及び防災関係機関と連携し、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、この計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。
- 3 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災担当と福祉関係者の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- 8 関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ等の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報紙等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 下川町地域防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 救難救助訓練
- 5 情報通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

町は、防災関係機関と連携し、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

- (1) 滞在人口が多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。
- (2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。
- (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液（感染症対策等を踏まえた物資）

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

2 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、市町村が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。

3 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

資料13 避難所用備蓄品

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用を努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- 3 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、市町村等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する高齢者等避難が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、公区等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、町等が実施する給水、救援物の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、この計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- 5 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 6 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における下川町認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 7 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されるとき、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

- (2) 老人福祉施設、障がい者支援施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されるとき、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、道知事に通知するとともに公示するものとする。

資料16 避難所一覧

第4 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、公区、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示、高齢者等避難を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 町防災行政無線等による周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意

するものとする。また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 冷暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 自主避難について

1 「自らの命は自らが守る」とした地域防災計画に謳われた「町民の責務」の実践のため、災害が予想される状況で、町が発令する避難情報を待たずに安全を確保できる場所へ自分の判断で前もって避難するとした「自主避難」を町民へ周知するとともに町としての対応を準備する。

(1) 自主避難の必要性

行政側の情報収集の限界により、避難情報の発表前に住民が居住地近傍で災害の予兆を発見した際に自発的に避難することに対応するため。

(2) 広義における自主避難場所

- ア 親戚や知人宅（住民自ら事前に申し合わせておく）
- イ 旅館やホテル等の宿泊施設（住民自ら手配する）
- ウ 行政が開設する自主避難所

2 町で準備する自主避難所開設について

自宅での待機に不安を持つ方のうち、近くに知人や親類の家など安全で安心できる場所を確保できない方もいることから、これらの住民の不安に対応する。

(1) 開設

本町に警戒を要する台風や低気圧が接近する恐れがある場合、又は降り続く雨の影響等で、洪水や土砂災害の発生が懸念される場合、町長の判断により開設を決定する。

(2) 開設期間等

開設期間は1日～2日間を原則とする。また閉鎖の判断及び物品の提供については、適宜町長が判断する。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、この計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入力しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、避難行動要支援者本人の同意を得て消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者とあらかじめ名簿情報を共有し協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として下川町避難支援プランを定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、町民生活課防災担当と連携し保健福祉課により避難行動要支援者名簿を年1回更新し保管する。この際、複数媒体での保管に留意する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて、留意する。

本町における避難行動要支援者の要件は、下記のとおりとする。

- ア 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- イ 緊急通報装置を設置している方
- ウ 要介護認定（要介護1～5）を受けている方
- エ 身体障害者手帳（1、2、3級）を受けている方
- オ 身体障害者手帳4級（肢体不自由・聴覚のみ）を受けている方

- カ 療育手帳（A・B）を持っている方
- キ 精神障害者保健福祉手帳（1、2、3級）を持っている方
- ク 在宅難病患者等酸素濃縮器の使用助成認定書の交付を受けている方
- ケ 特定疾患医療受給者証を持っている方
- コ 小児慢性特定疾患医療受給者証を持っている方
- サ 妊婦及び乳幼児（未就学児）
- シ 上記以外で避難支援等関係者等が災害時の支援が必要と認める者

（4）避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者、または、町の条例の定めにより、あらかじめ避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。

（5）個別避難計画の策定

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、町内に居住しており生活の基盤が自宅であり、避難行動要支援者の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難であって円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者を対象に、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別避難計画を策定するよう努める。

この際、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。

（6）避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

（7）福祉避難所の指定

町は、福祉施設を活用し、避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

（8）福祉避難所への避難

直接避難を基本とし、平時に受入れ対象者を選定しておき対象者のみ受け入れる。

被災後、一般の避難所で生活が困難な方が見受けられた場合は、専門職が状況判断し必要であれば福祉避難所へ移送する。

2 社会福祉施設等の対策

（1）防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。また平常時から町との連携の下に施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

(5) 要配慮者施設の指定

浸水想定区域内にある水防法における要配慮者利用施設と認められる施設を下記に示す。

番号	施設名	施設区分	所在地
1	住宅型有料老人ホーム「ともの家」	住宅型有料老人ホーム	南町 323 番地
2	グループホーム「ふるさと」	グループホーム	錦町 305 番地
3	下川町立特別養護老人ホーム「あけぼの園」	特別養護老人ホーム	西町 352 番地
4	下川町立生活支援ハウス	生活支援ハウス	西町 423 番地
5	グループホーム「なごみの家」	グループホーム	南町 323 番地
6	下川町共生型住宅「ぬく森」	共生型住宅	南町 360 番地 1
7	町立下川病院	病院	西町 36 番地
8	下川小学校	学校	西町 40 番地

- ・町からの要配慮者施設への防災情報伝達については、防災行政無線、SNS（LINE等）及び電話を利用する。
- ・要配慮者利用施設は、作成した避難確保計画を町長へ報告するものとし、併せて計画に沿った訓練を実施する。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、この計画に定めるところによる。

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある場合においては、停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについては、町、国、道、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ることとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施することとする。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 市町村は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地においては、地域内の建築物の不燃化対策を講ずる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制の整備

町は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第四次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。

資料5 消防署・消防団の組織及び機構

第2 消防力の整備

町は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるように維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地市町村において「消防学校の教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第5章第8節「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

資料6 他消防機関への応援要請先

資料31 北海道広域消防相互応援協定

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。

- 1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域等について、河川監視を随時実施する等河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- 2 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- 3 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 防災訓練として町長が行う洪水及び雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 洪水浸水想定区域及び雨水出水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、これらの施設の名称及び所在地
 - (5) 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）への洪水予報の伝達方法
 - (6) 町長は、本計画において定められた上記（1）～（3）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
 - (7) 町は、「水防法」に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により、当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

資料9 水防区域

資料14 水防資機材

第2 水防計画

水防に関する計画は、第7章「水防計画」の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて市町村は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」（資料24）を準用するほか、この計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料24）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項について十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を擁立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料・燃料の供給対策
 - (2) 医療対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害や溢水災害等に十分配慮し設定すること。

資料24 北海道雪害対策実施要綱

第2 除雪路線実施分担

除雪路線は、次の区分によって実施分担する。

- 1 国道路線の除雪は、旭川開発建設部土別道路事務所が行う。
- 2 道道路線の除雪は、上川総合振興局旭川建設管理部土別出張所が行う。
- 3 町道路線の除雪は、町（建設水道課）が行う。

第3 除雪作業の基準

町が管理する道路で、冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は、次のとおりである。

路線	内容
1級路線	市街地連路地区及び公共施設に通じる路線を主としており、路面の積雪状態を常に巡視し、道路交通に支障ある時は直ちに出勤し、日中の交通を確保する。
2級路線	集落を結ぶ路線を主として、1級に準じ積雪状態を巡視し、1級路線の終了後引き続き作業を行う。
その他路線	降雪日が比較的少なく、天気予報から判断して降雪状態の発生がないものと推測されるとき、作業後の処置、除雪機械運行の能力等を十分考慮の上実施する。 ただし、その場合でも除雪車等が安全運行できる路線に限定される。

第4 異常降雪時における作業の基準

異常降雪時においては、交通量・消防対策等を十分に考慮し、関係期間の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

第5 通信施設の除雪対策

通信施設の雪害防止については、町は関係機関と協力し、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、施設の改善及び応急対策の強化に努めるものとする。

第6 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、町は関係機関と協力し、送電線の冠雪着氷対策を検討するほか、必要に応じて特別巡視等を実施するよう努めるものとする。

第7 交通途絶地区の応急対策

積雪がはなはだしく交通が途絶している地区において、又は食料の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して速やかに救援措置を取るものとする。

第8 避難所の開設

町は、雪害による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、避難所を開設するものとし、その際は、第5章第5節第9以降に準じる。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の水害（以下「融雪災害」という。）に対処するための予防対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料25）に準じるほか、この計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料25）に準じ、所要の対策を講じるとともに、特に次の事項につき十分留意する。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、パトロール、日常点検の実施に努めること。
- 9 融雪出水に際し、地域住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料25 北海道融雪災害対策実施要綱

第2 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

第3 水防区域内等の警戒

水防区域内及び雪崩、地滑り又は山崩れ等の懸念のある地域・箇所の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次より万全の措置を講ずるものとする。

- 1 町（建設部）及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所、その他、水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- 2 町（建設部）は、関係機関と密接な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法を事前に検討しておくものとする。
- 3 町（建設部）は、雪崩・積雪・捨雪・及び結氷等により河道・導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道・導水路内の除雪・結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

第4 道路の除雪

道路管理者は、雪崩・積雪・結氷・滞留水等により道路交通が阻害される恐れがあるときは、道路の除雪・結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

第5 水防資機材の整備・点検

河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備・点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持業者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

第6 水防思想の普及徹底

町長及び管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、この計画の定めるところによる。

第1 現況

本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおりである（資料8）。また、本町における地すべり・がけ崩れ等危険区域及び土石流危険渓流は、それぞれ資料10、資料11のとおりである。

自然現象の種類	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	1	1	1
土石流	12	1 3	2
地すべり	4	4	—
指定箇所数 計	17	1 8	3

資料8 土砂災害（特別）警戒区域

資料10 地すべり・がけ崩れ等危険区域

資料11 土石流危険渓流

第2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- 2 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (5) 救助に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 町地域防災計画において、前項(4)に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
 - 4 警戒区域等をその区域に含む町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害警戒区域等と道が提供する土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている領域が重なった区域等を基本に発令するものとする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による。

土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第16節 ため池災害予防計画

ため池災害から住民の生命・身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防に関する計画は、次の定めによる、

第1 現況

下川土地改良区所有 名称 矢文湖ため池 設置地区 上名寄川向 対象地区 上名寄川向

第2 予防対策

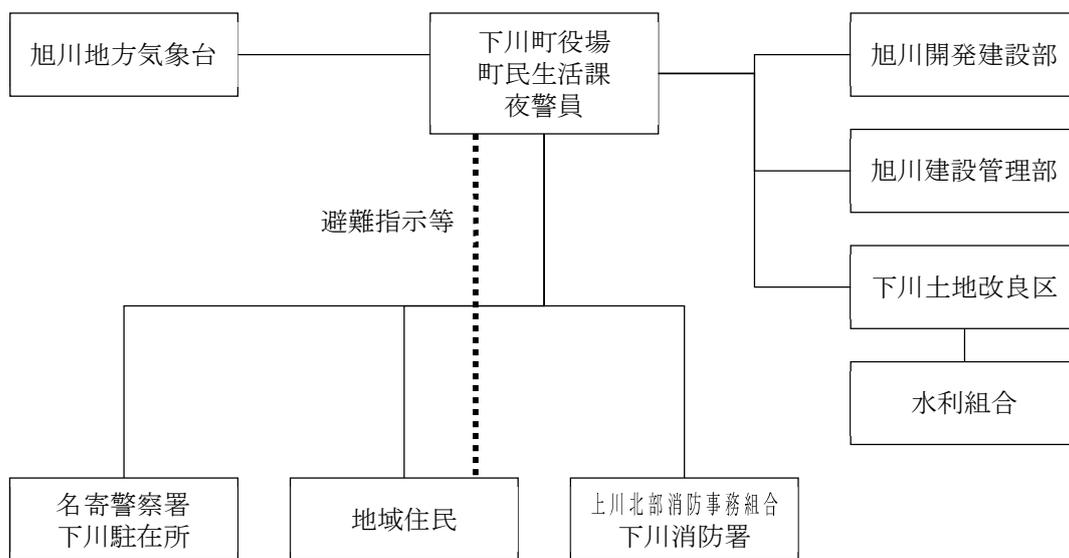
町は、豪雨等により浸水破壊、すべり破壊、越流破壊や地震による亀裂、沈下、斜面崩壊、斜面すべり、崩壊などによる決壊からの減災等に必要な体制整備などため池対策を推進するものとする。

1 住民周知

ハザードマップなどにより危険区域などからの円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため措置を講じるものとする。

2 ため池防災情報伝達

ため池防災情報の伝達は、次の系統図により実施するものとする。



ため池防災情報等伝達系統図

第3 防災対策

町は、関係機関やため池管理者（下川土地改良区）と連携を密にし、防災体制の強化や管理者自主巡回点検を行いながら、注意喚起を図り、避難指示等発令基準や警戒避難体制の整備に必要な措置を講じるものとする。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は、「北海道雪害対策実施要綱」（資料24）に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

資料24 北海道雪害対策実施要綱

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱（資料24）に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道及び北海道開発局等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬季交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。町は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

そのため、町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第18節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

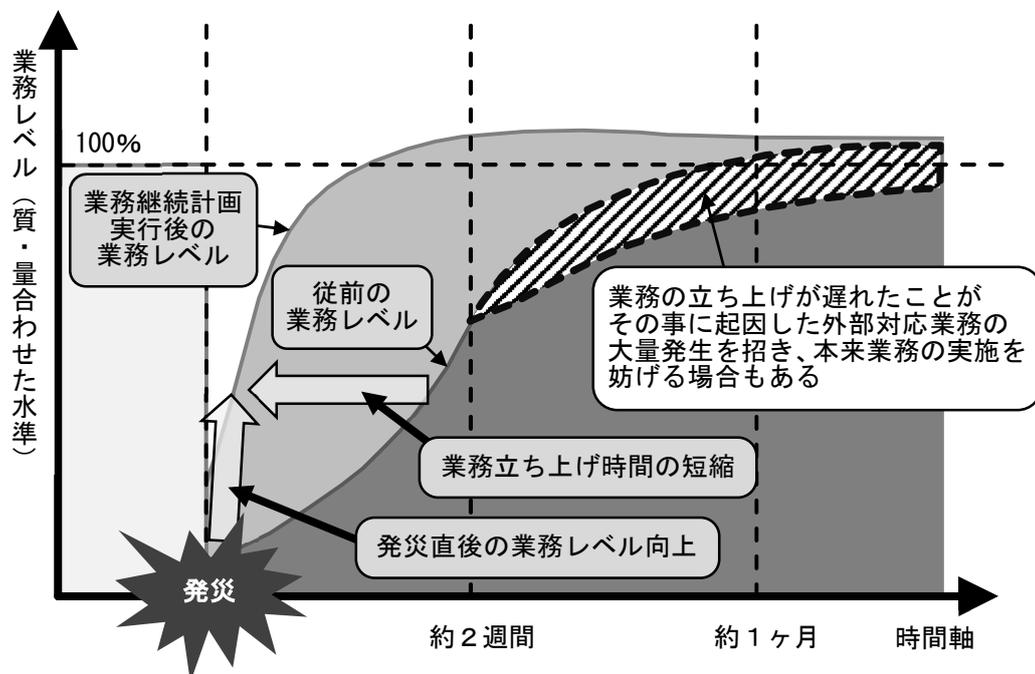
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 業務継続計画の策定

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り、的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 職員の動員計画

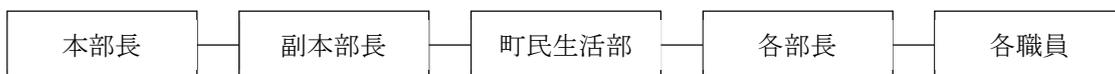
災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、職員等の動員を図るための計画である。

第1 動員の配備、伝達系統及び方法

1 平常執務時間の伝達系統及び方法

本部設置基準に基づき、本部が設置された場合、本部長の指示により総務企画部長は各部長に対し、庁内放送、電話等により第1非常配備体制あるいは、第2非常配備体制、さらに緊急事態に備えて本部全職員を出勤させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員に連絡をして指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。



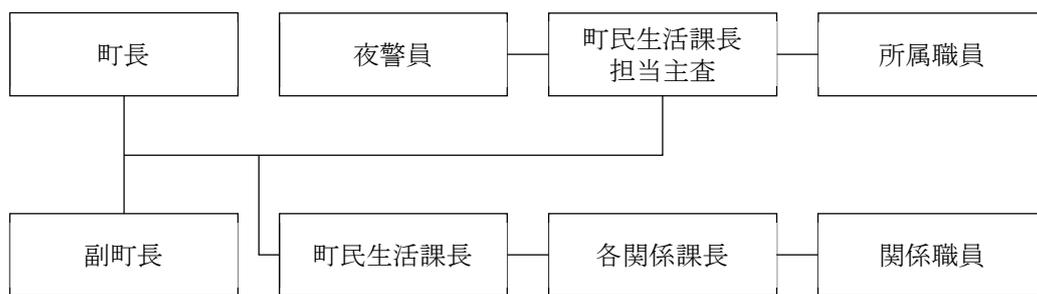
本部設置の伝達系統（庁内放送又は電話等）

2 平常時の休日又は退庁後の伝達

夜警員は、次にあげる情報を察知したときは、総務企画課長又は担当主査に連絡して指示を仰ぎ必要な措置を講ずる。

ア 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通報されたとき。

イ 災害が発生若しくは発生するおそれのある異常現象の通報（自ら察知した場合含む。）があったとき。



夜警員による伝達系統

3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属長に連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、災害対策本部が設置された場合、電話、広報車、ラジオ、テレビ放送等により周知するものとし、職員がこの旨を知ったときは、直ちに登庁するものとする。

第2 配備体制の確立

本部長の指示に基づき、各部長は所管に係わる配備体制を調べたときは、直ちに町民生活部長を通じて本部長に報告するものとする。

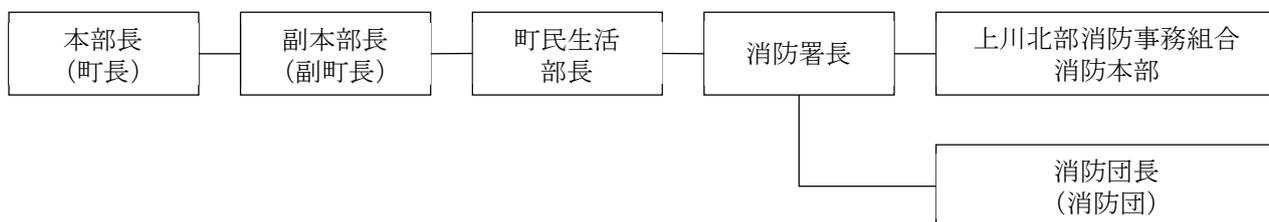
第3 本部連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により班長が指名する本部連絡員を置く。

本部連絡員は、所属班長及び部長に報告し指示を受け、その現場での指揮監督を行うものとする。

第4 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。



消防機関への伝達系統図

第2節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

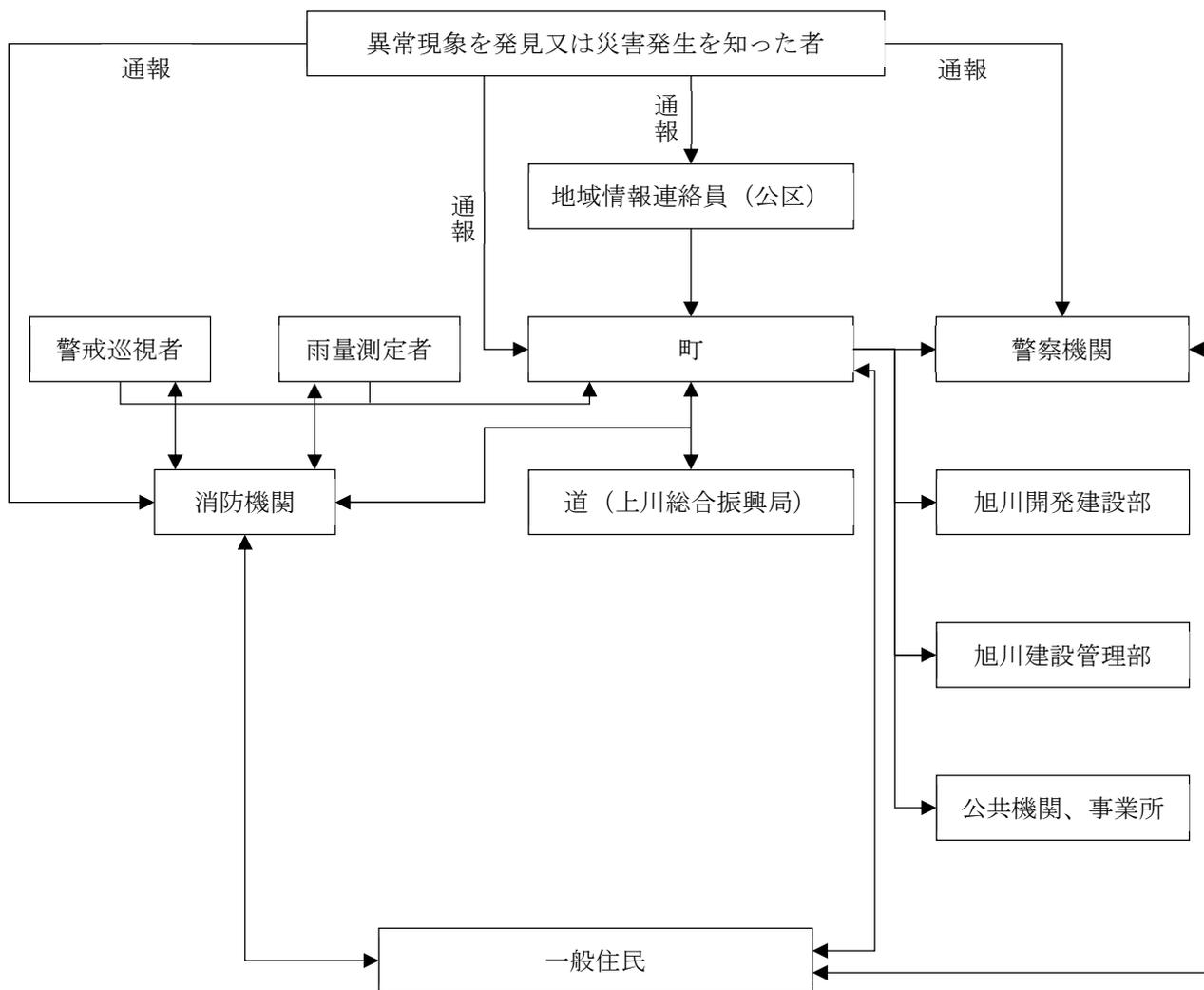
防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

(2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。



災害情報収集連絡系統図

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び上川総合振興局長は、「災害情報等報告取扱要領」（資料26）に基づいて道知事に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等（資料27の第3））を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

資料26	災害情報等報告取扱要領
資料27	火災・災害等即報要領
様式1	災害情報
様式2	被害状況報告（速報 中間 最終）
様式3	火災・災害等即報要領 第1号様式（火災）
様式4	火災・災害等即報要領 第2号様式（特定の事故）
様式5	火災・災害等即報要領 第3号様式（救急・救助事故等）
様式6	火災・災害等即報要領 第4号様式（その1）
様式7	火災・災害等即報要領 第4号様式（その2）

第3節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、道及び市町村は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、NTT東日本㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

イ NTTコミュニケータがでたら

(ア) 「非常または緊急扱いの電報の申込み」と告げる

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間

電報の内容	機関等
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 交通施設（道路等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と上記各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人名の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (前記の第2の2(4)アの表中8欄に掲げるものを除く。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間

電報の内容	機関等
4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	次表（ア）の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
6 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	（1）水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 （2）ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 （3）預貯金業務を行う金融機関相互間 （4）国又は地方公共団体の機関（前記の第2の2（4）アの表及びこの表の1欄からこの欄の（3）までに掲げるものを除く。）相互間

（ア）新聞社等の基準

区別	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 （2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除く。）をいう。）を供給することを主な目的とする通信社

電報サービス契約約款（平成11年東企管第99-2号）より引用（別表11）

3 専用通信施設の利用（副主通信系統）

主通信系統による設備が利用できない状態になった場合の通信連絡は、次の専用通信施設のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

（1）警察電話による通信

警察専用電話又は無線電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

（2）北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店、支店、営業所、電力センター等を経て行う。

(3) 町防災放送設備等による通信

町に設置されている防災放送設備を利用し、現地情報の収集及び応急措置指令の連絡を行う。

4 専用無線施設の利用（副通信系統）

(1) 町防災行政無線等による通信

町に設置されている防災行政無線等を利用し、現地情報の収集及び応急措置指令の連絡を行う。

(2) 消防無線による通信

下川消防署及び消防車に設置されている無線を利用し、情報の収集及び応急措置指令の連絡を行う。

(3) 北海道防災行政無線による通信

北海道防災行政無線を利用し、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による通信

北海道地方非常無線通信協議会加入無線局による無線を利用し、情報の収集及び伝達を行う。

5 通信途絶時等における措置

これまでに掲げた各通信系をもって通信を行うことができないとき又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡する等、臨機の措置を講ずる。

また、北海道総合通信局では、防災関係機関が希望する場合、移動通信機器の貸出を行っているため、その利用も検討する。

[連絡先] 総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話）011-747-6451

第4節 災害広報・情報提供計画

町が行う被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線、緊急速報メール、広報車両、インターネット、LINE等、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮するとともに要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。
- (4) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT））を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 町の広報

町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができる。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応する。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努める。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は次により避難の指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示、及び災害発生情報のほか、一般住民に対して避難の準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難のための準備情報の提供や指示を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

1 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示

(2) 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を、速やかに上川総合振興局長を通じて道知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）。)

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（町長）は、洪水の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を上川総合振興局長に速やかに報告するとともに、名寄警察署長にその旨を通知する。

3 道知事又はその命を受けた職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条）

(1) 道知事（上川総合振興局長）又は道知事の命を受けた職員は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立退きが必要であると認められる区域の居住者に対して立退きの指示をすることがで

きる。

また、道知事（上川総合振興局長）は、洪水以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難場所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

- (2) 災害発生により、町長が避難のための立退きの指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

また、町長から遠距離、その他の理由により、必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、本章第16節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

- (1) 警察官は、1の(2)により、町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行い、避難のための立退きを指示する場合に必要ながあると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知する。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は、所属の公安委員会にその旨報告する。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（上川総合振興局）、北海道警察本部（名寄警察署）及び自衛隊は、法律又は本計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡する。

2 助言

町は、避難のための立退きの指示、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示を行うに際し、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力、援助

町長は、防災関係機関に避難者の誘導や事後の警備措置等避難の措置について協力を求める。

第3 避難指示、災害発生情報及び高齢者等避難の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※1
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。 	避難指示
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）

※1 可能な範囲で発令

第4 避難指示、高齢者等避難の基準

避難指示等の発令の判断基準は、以下のとおりである。なお、発令に当たっては、各種防災気象情報、現地情報などの収集及び災害の危険性の程度により、総合的に判断して発令する。

区分	判断基準	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。 ・地震等により火災が発生したとき ・名寄川の水位観測地点の水位が避難判断水位（真勲別：104.70m・下川：141.90m（参考））に到達したとき ・「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ1時間雨量が20mmを越え、以後も同等以上の雨が降り続けると予想される場合。 	<p>要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への行動を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 ・地震等による火災が延焼拡大のおそれがあるとき ・名寄川の水位観測地点の水位が氾濫危険水位（真勲別：105.00m・下川：142.00m（参考））に到達したとき ・その他の状況により、人的被害が発生する可能性がある判断されたとき ・降り始めてからの雨量が100mmを超え、以後も同等以上の雨が降り続けると予測される場合。 	<p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動を開始</p>

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

避難は、避難者が自ら行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合で、車両による集団輸送の必要が認められるときは、あらかじめ輸送業者等と協定を締結する等、体制を整備しておき事業者と連携し、車両班と協力し移送を行うものとする。

また、町において避難移送の実施が困難な場合、他の市町村又は、道に対して応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第10 指定避難所の開設

1 町は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合にはあらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

第11 指定避難所の運営管理等

1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の地域住民組織及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

3 市町村は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、市町村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

7 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

8 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物

資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- 9 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。必要に応じ宿泊施設への移動を含めた事前の協定締結等の準備に努めるものとする。
- 10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- 11 北海道警察は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 12 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする
- 13 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 14 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 15 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、スペースの確保、定期的な換気、感染者の隔離・搬送・専用スペースの確保等、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 16 避難所が不足する場合には各種施設等の活用も含め可能な限り多くの避難所を開設するとともに周知に努める。
- 17 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告する。

第12 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

(1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対

し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

- (2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む。）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた施設（ホテル、旅館等を含む。）のマッチング
- カ 施設（ホテル、旅館等を含む。）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

- (2) 町及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を共有できるよう努めるものとする。

第13 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると町長が認めたときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、道知事に助言を求める。

- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ道知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告する。

- (3) 町長又は道知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入れ決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、道知事に助言を求める。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに道知事に報告する。

- (5) 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、道知事に報告する。

(6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

(7) 道知事は、災害の発生により、町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐ。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

(1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対する被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

(2) 町長は、道知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

(3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を道知事に報告し、及び公示するとともに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により、居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 道知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条第1項）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官（基本法第63条、消防法28条、水防法第21条）

- (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条3項）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求は、本計画の定めるところによる。

第1 災害派遣要請

1 要請手続等

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（上川総合振興局長）に要求する（様式8）。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊の長に通知する。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等によって依頼し、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 要請権者は、前項（1）によって派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は、速やかに指定部隊の長に部隊の派遣を要請する。

(3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により、要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、以下の連絡先に直接通知することができる。

連絡先	陸上自衛隊第2師団
連絡窓口	第3即応機動連隊 第3科
所在地	名寄市内淵84 TEL 01654-3-2137 内線232（当直570）

2 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援等大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておく。

3 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の町において負担する。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ くみ取料

- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

様式8 自衛隊の派遣要請について

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付け又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 派遣部隊到着の処理

- 1 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、目的地に誘導するとともに、関係各部長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとる。

- 2 道知事への報告

町長は、派遣到着後及び必要に応じ、次の事項について、上川総合振興局長を経由して道知事へ報告する。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他必要な事項

第4 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努める。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊の長と密接な連絡調整を行う。

第5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。道知事等の要請によって派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令による。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要求の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに文書（様式9）をもって道知事（上川総合振興局長）に対しその旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その文書を提出する。

様式9 自衛隊の派遣要請撤収要請について

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第5節第12「広域一時滞在」による。

第1 道、市町村間の応援・受援活動

1 道からの職員の派遣

道知事は、災害の状況に応じて、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うため、職員を派遣することができる。

2 応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料32）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

3 基本法による応援

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、道知事（上川総合振興局長）及び他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

資料32 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

第2 消防機関（上川北部消防事務組合下川消防署）

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入れ体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料28）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料29）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

資料28 緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画
資料29 緊急消防援助隊受援計画

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町は、災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

様式33 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査等の情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

様式17 物資投下及びヘリコプター発着可能地

第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（消防機関）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

2 名寄警察署

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び名寄警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第11節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 医療救護活動の実施

- 1 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- 2 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

第2 輸送体制の確保

1 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、本章第16節「輸送計画」に定めるところにより行うものとする。

第3 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第4 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

町内医療機関

病院等名	診療科目	住所	医師数	病床数	電話番号
町立下川病院	外科、内科、小児科、放射線科	下川町西町36	2人	41	01655-4-2039

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- 1 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を道知事の指示に従い実施する。
- 2 当該地域を管轄する保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

なお、防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

1 指示及び命令

町長は、感染症予防上必要があると認める場合及び道知事（名寄保健所）の指示命令があった場合は、その範囲、期間を定めて次の事項について実施する。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (4) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、避難所においては、道が編成する検病調査班等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- (2) 地域住民、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し、医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長は、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して道知事（名寄保健所）の指示を受け、予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、道知事（名寄保健所）の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく道知事(名寄保健所)の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

- (1) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。
- (2) 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒を1日1回以上次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。

- (3) 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は、その水1m³当たり20ccの次亜塩素酸ソーダ溶液(10%)を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させる。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又はウイルスに汚染されたおそれが高いときは消毒の上、井戸替えを施さないと使用させない。

- (4) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール又はクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、床下の湿潤の程度に応じて所要石灰の散布、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。
- (5) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、石灰酸水、クレゾール又はフォルマリン水をもって散布する。便槽は、石灰乳又はクロール石灰水を十分かくはんするよう指導する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく道知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20ℓとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、「北海道飲用井戸等衛生対策要領」に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、道知事（名寄保健所）が速やかに感染症法第15条に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

町は、道知事（名寄保健所）や指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

町は、名寄保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従とする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第13節 清掃計画

この計画は、災害時における被災地のゴミの収集、し尿の汲取り等清掃業務を確実に実施し、被災地区の環境衛生の万全を期することを目的とする。

第1 実施責任者

- 1 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て本部長（防疫・保健班）が実施するものとする。
- 2 被害が甚大で町のみで実施することが困難な場合は、近隣市町村及び道の応援を求めて実施するものとする。

第2 清掃の方法

1 班の編成

清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。

(1) ゴミ処理班

班長1名（担当主査）、班員2～4名

(2) し尿処理班

班長1名（担当主査） 班員2名

2 ゴミ及びし尿処理施設

ゴミ・廃棄物及びし尿処理施設は、次のとおりである。

(1) ゴミ処理施設

施設名	所在地	敷地面積	処理方法
下川町廃棄物処理場	下川町北町653-2ほか	38,369㎡	埋設

(2) し尿処理施設

施設名	所在地	敷地面積	処理能力
名寄地区衛生施設事務組合処理場	名寄市内淵107	16,045㎡	1日 70KL

3 ゴミ及びし尿処理車両

ごみ収集車……………3台（民間委託）
バキューム車……………1台（下川担当分）

第3 ゴミの収集・処理方法

1 収集

被災地の住民に協力を要請し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。
一般的なゴミはその後収集するものとする。

又、災害の状況により町の清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し被災地のゴミの収集に万全を期すものとする。

2 処理

町のゴミ処理施設を使用して完全処理に努めるとするが、災害の状況により埋立て、又は処理場付近に一時貯蔵し、後日処理所で処理する。

第4 し尿の収集・処理の方法

被災地域の完全収集に当たるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的便槽内の20%から30%程度収集を全戸に実施、各戸の便所の使用を早急に可能にする。

し尿の収集は、名寄地区衛生施設事務組合のバキューム車で実施するものとし、便所の倒壊・溢水等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理するものとする。

第14節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う名寄警察署が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 名寄警察署

名寄警察署は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

1 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

2 応急対策の実施

- (1) 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。
- (3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第2 教育訓練

名寄警察署は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

第15節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

1 町（上川北部消防事務組合）

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（名寄警察署）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

3 北海道開発局（旭川開発建設部土別道路事務所）

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を

的確に指示し、交通の確保を図る。

4 道（旭川建設管理部士別出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

5 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（名寄警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（名寄警察署）は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

町は、道路管理者及び北海道公安委員会（名寄警察署）から、通行止め予告情報を受け取った場合には、速やかに関係機関に連絡するとともに、地域住民に周知する。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（名寄警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 道知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（名寄警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。
- (2) 確認場所
緊急通行車両の確認は、道（上川総合振興局）又は名寄警察署及び交通検問所で行う。
- (3) 証明書及び標章の交付
緊急通行車両であると確認したのものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。
- (4) 緊急通行車両
 - ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。
 - (ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
 - (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
 - イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (5) 事前届出制度の普及等
町は、道及び地方行政機関と連携し、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図る。

3 規制除外車両

北海道公安委員会（名寄警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

- (1) 確認手続
 - ア 北海道公安委員会（名寄警察署）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行う。
 - イ 確認場所
規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。
 - ウ 証明書及び標章の交付
規制対象除外車両であると確認したのものについては、車両ごとに「規制対象除外車両通

行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会（名寄警察署）は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会（名寄警察署）は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会（名寄警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者は、国土交通省が定める「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」を遵守し、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、地震時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道、東日本高速道路株式会社北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

- (1) 対象地域
 - 道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね平成32年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

第16節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、国、道及び市町村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び市町村は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に基づき、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。

災害時輸送の総括は、総務企画部物品・車両班が行うものとする。

第2 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 車両による輸送

災害時輸送は、一時的に下川町の所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離・被害の状況により下川町の所有する台数で不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借り上げを行う等、災害で輸送の万全を期する。

なお、車両等による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力による輸送または、積雪期はスノーモービル等により輸送を行う。

2 空中輸送

地上輸送の全てが不可能な状態が生じた場合、又は救急患者輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じたときは、道知事を通じ、自衛隊または、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、航空機輸送の要請をするものとする。

資料17 物資投下及びヘリコプター発着可能地

資料33 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

第3 輸送の範囲

- 1 罹災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 罹災者救出のために必要な人員・資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員・資機材等の輸送
- 5 救援物資の輸送
- 6 北海道消防防災ヘリコプター応援協定による範囲
- 7 その他本部が行う輸送

第17節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

第2 食料の供給

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について上川総合振興局長を通じて道知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章第11の規定により、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に直接、又は、上川総合振興局長を通じて道知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第16節「輸送計画」及び本章第33節「労務供給計画」により措置するものとする。

第18節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

資料15 水道施設・給水車両・水道施設応急復旧工事業者等

第2 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、道知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第19節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

様式10 給与（貸与）台帳

第3 生活必需物資の確保

町は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。

物資支給取扱者

公区名	責任者	公区名	責任者	公区名	責任者
上名寄第1	公区長	北町	公区長	緑町	公区長
上名寄第2	〃	元町	〃	末広町	〃
上名寄第3	〃	幸町	〃	新町	〃
中成北	〃	錦町	〃	三和	〃
中成南	〃	共栄町	〃	二の橋	〃
班溪	〃	旭町	〃	一の橋	〃

第20節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

資料38 災害等の発生時における下川町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

資料40 災害時等における燃料供給等に関する協定書

第21節 電力施設災害応急計画

災害により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、町等が実施する応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 町の措置

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生ずるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、北海道電力株式会社の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努める。

1 要員

町は、災害発生等において、北海道電力株式会社（名寄ネットワークセンター）から要請があった場合、町長が応急措置を実施する必要があると認めるときに、道知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の派遣の要請を依頼する。

2 資材等

町は、労務施設、設備又は物資の確保について支援する。

3 広報活動

町は、北海道電力株式会社（名寄ネットワークセンター）と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報車及び町ホームページ等を活用する等積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。

第22節 上下水道施設対策計画

災害時の簡易水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道（簡易水道）

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤の埋塞
砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

道知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

判定区分及び表示方法

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

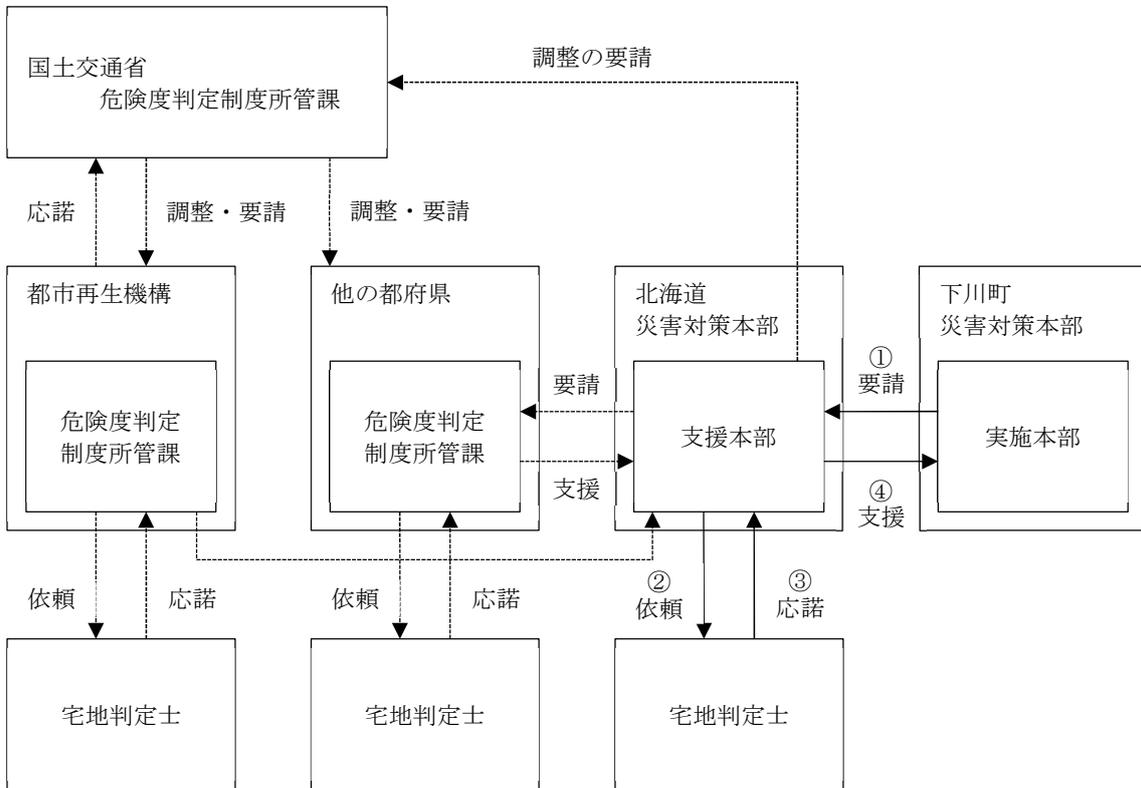
第5 事前準備

町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土

木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

3 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。



危険度判定実施体制

第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に道知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住家が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、本章第5節「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設する。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。その際、被災者の資力、その他生活条件を十分調査の上、決定する。

(3) 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、道知事が行う。ただし、災害救助法第30条第1項により道知事が認める場合は、町長が行う。

(4) 応急仮設住宅の建設用地

町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握する。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は、町長からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき29.7㎡を基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による2～6戸の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了し

た後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）」に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

道知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により、避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させる。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 町区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数が町区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が町区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理する。ただし、道知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は「公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）」第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行う。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準による。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、「下川町公営住宅管理条例（平成8年12月25日条例第24号）」で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族があること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等のあっせん、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼する。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が道知事の委任により行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町は、道及び北海道財務局と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第15節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（入所）中の安全確保

在校（入所）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が道知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 教育活動の場所が学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町長（救助法が適用された場合は、市町村長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、道知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

2 名寄警察署

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

(2) 捜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案

エ 死体見分（警察官）

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

資料21 火葬場及び墓地

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

1 家庭動物同行避難の必要性

町が担う家庭動物同行避難対策の必要性については、動物愛護の観点のみならず、人命救助の観点においても下記の理由のとおり重要である。

- （1）家庭動物と一緒に避難できる施設がないことで飼い主が危険な自宅に留まる等「避難しない」ことを選択させないこと。
- （2）飼い主がやむを得ず自宅等に残した家庭動物の世話や迎えに行くことでの被災の防止（戻った際に余震や土砂崩れ、水害に遭う等）
- （3）飼い主である被災者の心のケア（家庭動物も家族の一員という意識）

2 自治体が行う災害時の家庭動物対策の意義

家庭動物を連れて被災者が必要とする支援を自治体が担うことは、家庭動物の飼い主の早期自立を支援することにも寄与すること、家庭動物を飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小化させること、その結果、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになる。

第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

町長

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって上川総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省生産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第31節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

1 町

(1) 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

2 道

(1) 上川総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。

(2) 道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、上川総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町、下川町社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

1 町及び下川町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

また、町、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努める。

なお、災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

2 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第33節 労務供給計画

町は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、名寄公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 名寄公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを2つの機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第34節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は道知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めらるものとする。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、町長等は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、町長等は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- 4 派遣職員のサービスは派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、道知事（上川総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				
人口	被害区分	町単独の場合	被害が相当 広範囲な場合（全道 2,500世帯以上）	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住家 が滅失した場合
		住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
下川町	5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救 助を必要とする状態に あると認められたとき。
適用				
<p>1 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失</p> <p>住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算</p> <p>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算</p> <p>床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>				

第3 救助法の適用手続き

- 1 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を上川総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、道知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

道知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、道知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道(ただし、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

2 救助に必要とする措置

道知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

第1節 地震の想定

第1 基本的な考え方

町における地震については、過去の地震及び最近の地震予知研究などから、広範囲において考えられるため、道がとりまとめた「平成28年度地震被害想定調査結果報告書」に基づき想定するものとする。

なお、道が想定している被害項目について、下川町における最大被害となる地震は、以下のとおりである。

地震被害想定項目		最大被害の想定地震
地震動	地表における震度	北海道留萌沖（走向N225E） No_2
建物被害の想定	全壊棟数	北海道留萌沖（走向N225E） No_2
	半壊棟数	北海道留萌沖（走向N225E） No_2
火災被害の想定	焼失棟数	—
人的被害の想定	死者数	—
	重傷者数	—
	軽傷者数	—
	避難者数	北海道留萌沖（走向N225E） No_2
ライフラインの被害	上水道の被害箇所数	—
	上水道の断水人口（1日後）	—
	下水道の被害延長	十勝平野断層帯主部 45_5
	下水道の機能支障人口	十勝平野断層帯主部 45_5
交通施設被害の想定	主要な道路の被害箇所数	増毛山地東縁断層帯 45_2
	橋梁（15m以上）の不通箇所	—
	橋梁（15m以上）の通行支障箇所	—

1 海溝型地震

(1) 北海道留萌沖

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波（M7.1）もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

2 内陸型地震

(1) 十勝平野断層帯

十勝平野断層帯は、主に足寄町西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園

断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M8程度の地震が想定されている。光地園断層は西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

(2) 増毛山地東縁断層帯

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

第2節 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震等の経験を踏まえ、町民は、自らの命は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命は自らが守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れに注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ すばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、川べりには近寄らない。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- コ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するため、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する道路等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町は、国及び道と連携し、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
- (3) 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町は、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、避難場所について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 町は、避難場所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (4) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- (6) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

3 主要交通の強化

町は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

7 液状化対策等

- (1) 町及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町は、石油やガス等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、地域住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第3 地震に関する防災知識の普及・啓発

町は、道及び防災関係機関と連携して地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町は、町民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図るとともに、緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 緊急地震速報に関する一般知識
- (エ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (オ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (カ) 災害情報の正確な入手方法
- (キ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌、広報車両の利用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者が単独又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と地域住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、この計画によるほか、第4章第2節「防災訓練計画」を準用する。

1 訓練の種別

町は、防災訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施する。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏洩事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練等

2 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、地震災害時において地域住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。

実施に当たっては、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

実施に当たっては、第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護等速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災等の緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等にお

ける自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の推進に努める。実施に当たっては、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8 避難体制整備計画

地震災害から地域住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所の確保及び整備等に関する計画は、第4章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、消防機関と連携し、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、消防機関と連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防機関と連携し、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防機関と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

上川北部消防事務組合下川消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画により、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第11 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生予防に関する計画は、次のとおりである。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、消防機関と連携し、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

(2) 上川北部消防事務組合下川消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実

施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

ウ 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導する。

(3) 名寄警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

3 火薬類保安対策

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、道に報告する。

(2) 名寄警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情によって危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(3) 上川北部消防事務組合下川消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 名寄警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があっ

たときは、速やかに道知事に通報する。

(3) 上川北部消防事務組合下川消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等によって不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(2) 名寄警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(3) 上川北部消防事務組合下川消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第12 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

(1) 市街地における建築物不燃化の促進

建築物が密集する市街地区は火災の危険度が高いことから、地域内の準防火構造による建築のさらなる指導徹底を図る。

(2) 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

町は、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実等所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図る。また、住民にとって理解しやすく身近に感じられるよう、パンフレット等による普及啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術について積極的に習得するとともに、その普及により技術者の育成に努める。

また、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要

道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行う。

(6) 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第13 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

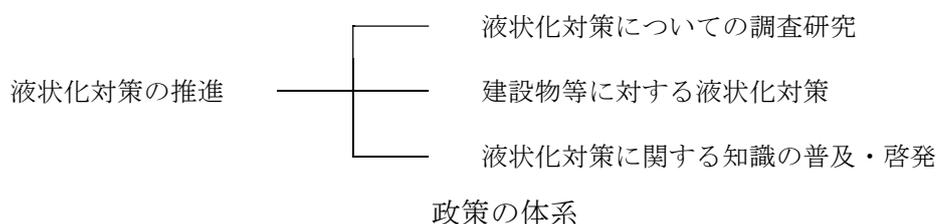
北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

最近では、平成5年（1993年）釧路沖地震、平成5年（1993年）北海道南西沖地震、平成6年（1994年）北海道東方沖地震、平成15年（2003年）釧路沖地震において、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらし、さらに、平成7年（1995年）兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の人工地盤に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

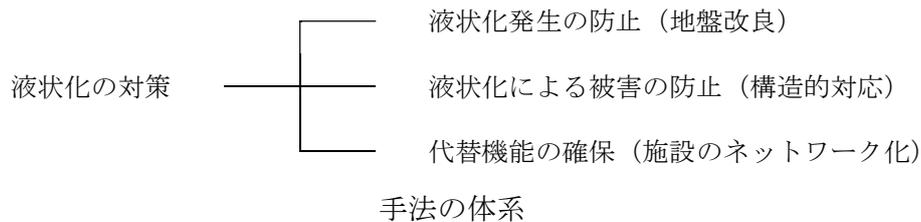
町は、道及び防災関係機関の協力を得ながら、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。



3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
 - (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
 - (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
- が考えられる。



4 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第14 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震災害が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べ、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、防災関係機関と連携して積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

実施に当たっては、第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第15 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に当たっては、第4章第19節「業務継続計画の策定」を準用する。

第16 複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとし、この計画の実施に当たっては、第4章第18節「複合災害に関する計画」を準用する。

第3節 災害応急対策計画

町は、道及び防災関係機関との連携の下、地震災害による被害の拡大を防止するため、本節を基本として災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は、道及び防災関係機関と相互に連携し、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がとれるよう努める。

1 町の災害対策組織

町長は、地震災害時、第3章第2節「災害対策本部」の定めるところにより、災害対策本部等を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

2 民間団体との協力

町は、地震災害時、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第2 地震情報の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

そして、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町に伝達される。町は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、地域住民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

2 地震に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

(2) 地震活動に関する解説資料等

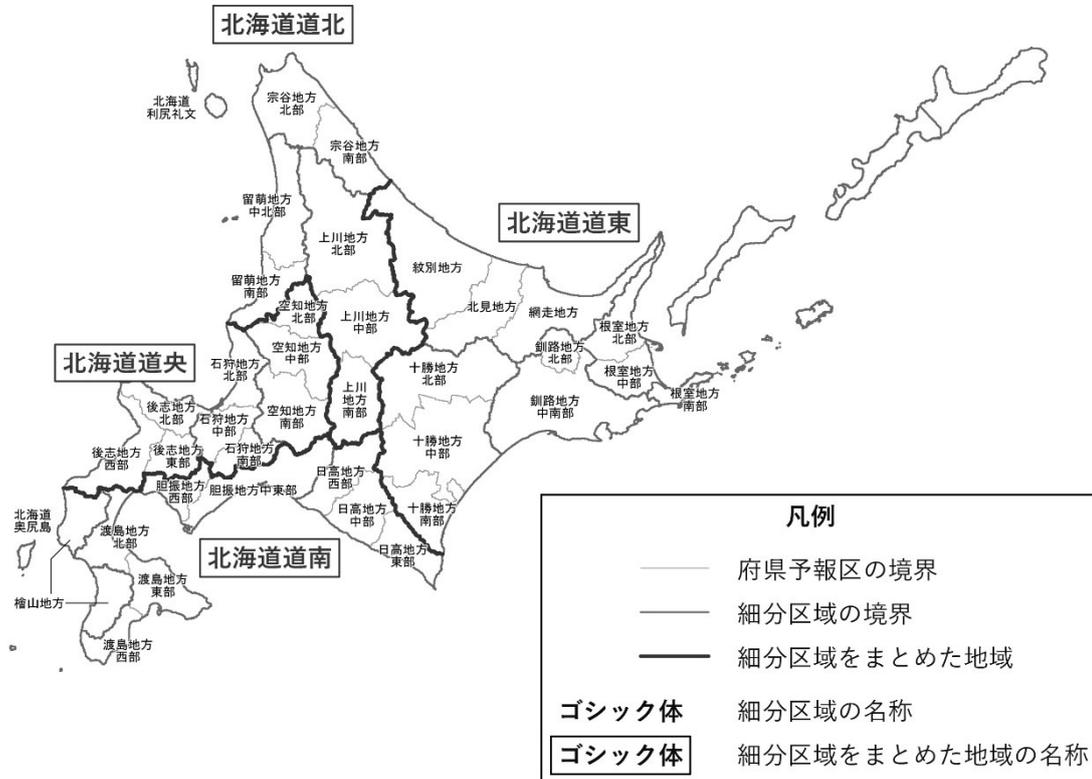
地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

3 地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



第3 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第5章第2節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第4 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5 避難対策計画

地震災害時において地域住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、第5章第5節「避難対策計画」を準用する。

第6 救助救出計画

地震災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、第5章第10節「救助救出計画」を準用する。

第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大等により、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、消防機関等と連携を図り、必要に応じて相互に応援協力をする。

4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。消火作業上必要な第一次的措置については、上川北部消防事務組合において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、関係機関等に応援の派遣要請をする。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住人、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

地域住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の地域住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8 災害警備計画

地震災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う名寄警察署が実施する警戒、警備についての計画は、第5章第14節「災害警備計画」を準用する。

第9 交通応急対策計画

地震の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、第5章第15節「交通応急対策計画」を準用する。

第10 輸送計画

地震災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実にを行うための計画は、第5章第16節「輸送計画」を準用する。

第11 ヘリコプター等活用計画

地震災害時におけるヘリコプター等の活用については、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第12 食料供給計画

地震災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、第5章第17節「食料供給計画」を準用する。

第13 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、第5章第18節「給水計画」を準用する。

第14 衣料、生活必需物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、第5章第19節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第15 石油類燃料供給計画

地震災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、第5章第20節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第16 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、電気、通信施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、第5章第21節「電力施設災害応急計画」、第5章第22節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第17 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、第5章第11節「医療救護計画」を準用する。

第18 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第5章第12節「防疫計画」を準用する。

第19 廃棄物等処理計画

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用するほか、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第20 家庭動物等対策計画

地震災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、第5章第29節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第21 文教対策計画

地震による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、第5章第27節「文教対策計画」を準用する。

第22 住宅対策計画

地震災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、第5章第25節「住宅対策計画」を準用する。

第23 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の実施

町は、地震によって被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町は、道と連携し、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」(資料30)に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を受け、石綿飛散防災対策実施する。

資料30 北海道震災建築物応急危険度判定要綱

第24 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第25 障害物除去計画

地震災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合の計画は、第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第26 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第5章第5節第12「広域一時滞在」を準用する。

第27 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要請の要求に関する計画は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第28 防災ボランティアとの連携計画

地震災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、第5章第33節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第29 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第5章第36節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4節 災害復旧・被災者援護計画

地震等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日法律第55号）」に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1 災害復旧計画

災害復旧計画については、第9章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2 被災者援護計画

被災者援護計画については、第9章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

1 融資・貸付け等による金融支援

地震災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は、道及び防災関係機関と協力し、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、災害貸付を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調の下、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、被災市町村と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

道は、被災市町村と緊密な連絡の下に、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道は、被災市町村と緊密な連絡の下に、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書等の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

イ 町、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努める。

第7章 水防計画

洪水やその他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画の定めるところによる。

第1節 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

第1 水防管理者（町）

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理者として町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

第2 河川管理者（北海道開発局長）の協力

河川管理者（北海道開発局長）は自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 河川に関する情報（天塩川・名寄川の水位・雨量の情報、河川管理施設の操作状況に関する情報・CCTVの映像・ヘリ巡視画像等）の提供
- 2 重要水防箇所の手点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材等が不足するような緊急事態に際して、河川管理者（北海道開発局長）の応急復旧資機材の貸与
- 5 洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者（北海道開発局長）間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）

第3 道（上川総合振興局・上川総合振興局旭川建設管理部）

- 1 道は、水防管理団体が行う水防が、十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。
- 2 上川総合振興局長は旭川地方気象台が気象の状況によって洪水のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

第4 居住者等

町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理団体、消防機関の長から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

第2節 水防組織

水防に関する組織は第3章第2節「災害対策本部」及び第4章第10節「消防計画」の定めるところによるものとする。

第3節 水防本部の所管事務

水防に関する事務は、第3章第2節「災害対策本部」に定めるところに準じ所管するものとする。

第4節 水害危険区域

町の区域内の河川・低地帯等で、水防上特に重要な警戒区域は、第4章第11節「水害予防計画」及び資料9に掲げるとおりである。

資料9 水防区域

第5節 雨量、水位観測所

名寄川に設置された雨量観測所、水位観測所は次のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため相当の雨量等があると認めたときは、旭川開発建設部名寄河川事務所と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

第1 水位観測所

河川名	観測所位置	設置者	水位				計画高水位	備考
			水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位		
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
名寄川	緑町地先	開発建設部	140.90m	141.40m			142.85m	下川水位・流量観測所 テレメータ水位計 (三の橋上流290m)
	上名寄15線地先		122.40m	122.80m			124.62m	上名寄水位観測所 テレメータ水位計 (矢文橋下流左岸50m)
	中名寄地先		103.90m	104.40m	104.70m	105.00m	106.32m	真勲別水位・流量観測所 テレメータ水位計 (天塩川合流点から8.39km)
サンル川	北町地先						サンル水位観測所 テレメータ水位計 (サンルダム下流700m)	

第2 雨量観測所

雨量観測所	観測位置	設置者	備考
一の橋観測所	一の橋318番地	開発建設部	平成16年1月よりテレメータ
下川観測所	緑町115番地	〃	平成15年4月よりテレメータ
新栄橋観測所	珊瑚	〃	平成30年6月よりテレメータ
サンルダム観測所	珊瑚	〃	平成30年6月よりテレメータ
下川サンル観測所	字サンル(サンル牧場)	〃	昭和47年7月よりテレメータ

第6節 水防活動用予報警報の通信計画

第1 水防活動用予報警報（特別警報含む。）の種類

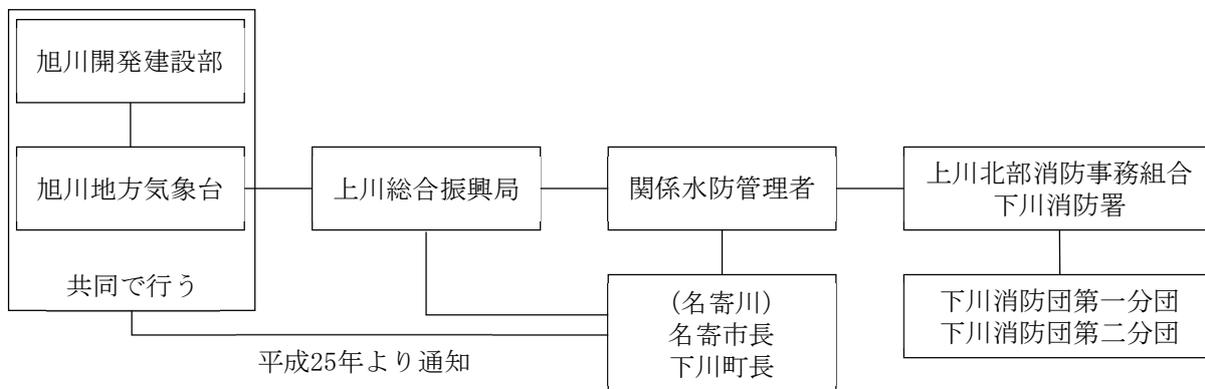
区分	種類	発表機関	摘要
気象予警報 （法第10条第1項） 気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 ・大雨特別警報 洪水注意報・洪水警報	旭川地方気象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える
洪水予報 （法第10条第2項） 法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	旭川開発建設部 旭川地方気象台共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 （法第16条）	待機・準備・出動 指示・解除	旭川開発建設部 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2 洪水予報の種類、内容及び発表基準

洪水の危険レベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報（予報文の標題）	発表基準	町・住民に求める行動
レベル5	洪水警報	（氾濫発生）	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	住民の避難完了
レベル4 （危険）	洪水警報	氾濫危険水位 （特別警戒水位）	〇〇川 氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき	町は避難指示の発令を判断 住民は避難を判断
レベル3 （警戒）	洪水警報	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報	避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	住民は氾濫に関する情報に注意し避難を判断
レベル2 （注意）	洪水注意報	氾濫注意水位 （警戒水位）	〇〇川 氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき	町は高齢者等避難の発令を判断 水防団出動
レベル1	（発表なし）	水防団待機水位	（発表なし）		水防団待機

第3 洪水予報（指定河川）伝達系統

天塩川水系名寄川においては、以下の系統図に沿って伝達を行う。



第4 水防警報の種類等

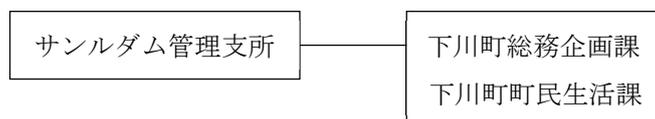
種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じ、直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第5 水防活動用気象予警報の伝達

本章本節第3「洪水予報（指定河川）伝達系統」による。

第6 サンプルダム放流に関する通知等の伝達

サンプルダム放流に関する通知等は、以下の系統図にしたがって伝達を行う。



第7節 水防資機材

水防資機材の配置場所、調達可能量及び調達先については、資料14のとおりである。

資料14 水防資機材

第8節 水防信号

法第20条の規定により、道知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- 1 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

第9節 水防活動

第1 警戒巡視

警報が発令された場合、又は発令されないが降雨等の状況により災害の発生の恐れがある場合は、地域情報連絡員、管理班は、町長の指示により水防上危険な区域の巡視を行い、異常を発見したときは、直ちに施設の管理者に報告して必要な措置を求めるものとする。

1 えん堤、扉門等の操作

出水の恐れまたは放水等の必要がある場合、これらの施設の操作を明確にしておくため、各管理者は操作要領を定めて関係機関に周知させておくものとし、操作した時は、直ちに町長及び水防機関にその状況を通報するものとする。

又、これらの操作により下流にその影響を与える恐れのあるときは、事前に下流住民に周知するものとする。

2 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊またはその恐れのある場合、町長は直ちに関係機関並びに関係地区住民に周知させるものとする。

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第3 災害応急対策

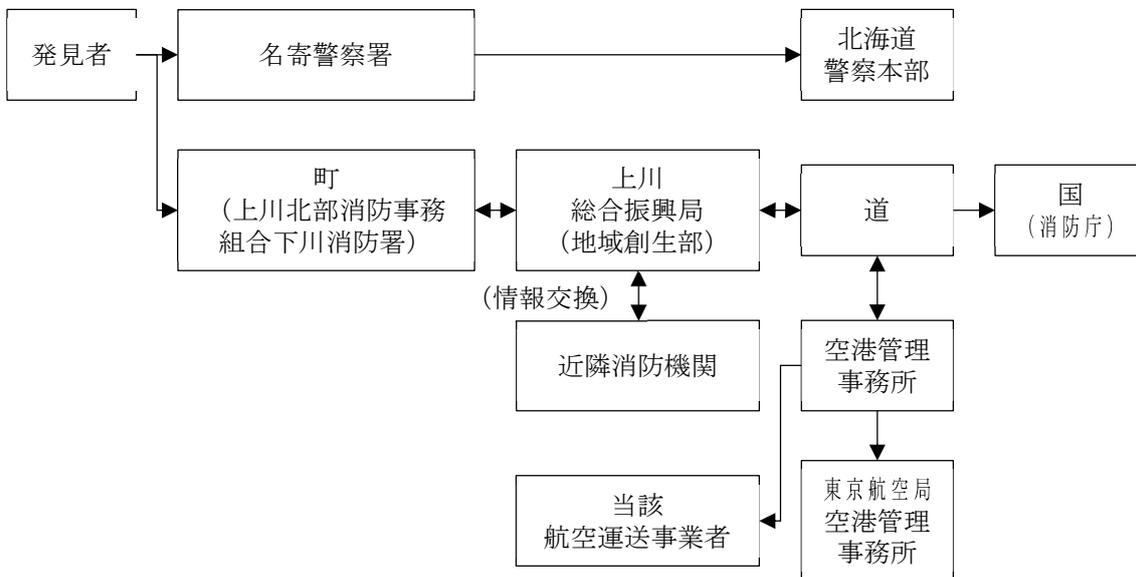
1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

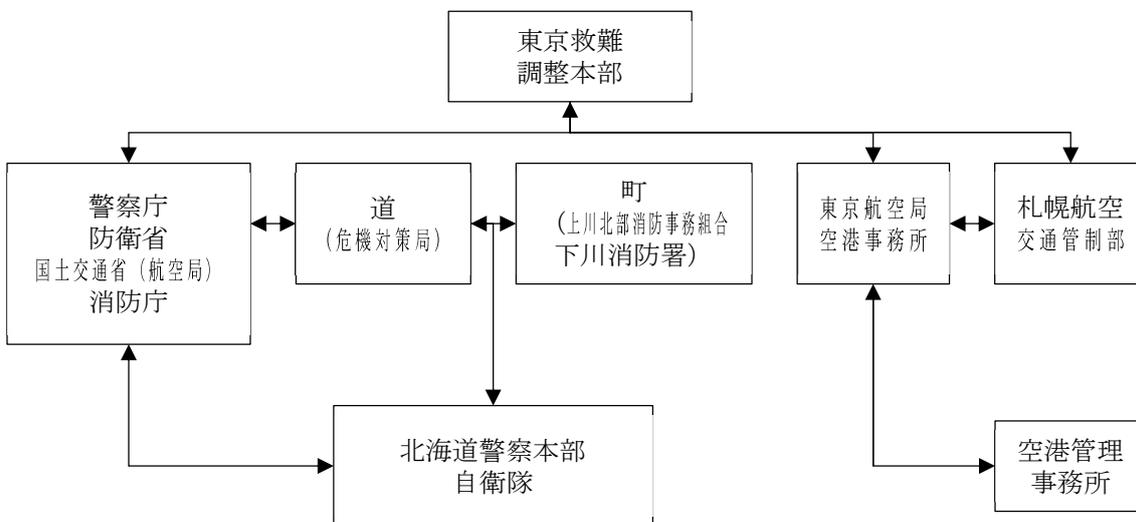
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、上川総合振興局、名寄警察署、町（上川北部消防事務組合下川消防署）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 町及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 町及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプター等多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

町域での航空災害時における救助救出活動については、第5章第10節「救助救出計画」を準用する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」を準用する。

また、死傷者が発生した場合、医療機関、上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 上川北部消防事務組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。

(2) 上川北部消防事務組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関が実施する行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

9 交通規制

名寄警察署等関係機関が実施する災害の拡大防止及び交通の確保等については、第5章第15節「交通応急対策計画」を準用する。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」を準用し、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用し、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

11 自衛隊派遣要請

航空事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町及び上川北部消防事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道及び国へ応援を要請する。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 名寄警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

(3) 町

ア 情報通信手段の整備

(ア) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(イ) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

イ 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第3 災害応急対策

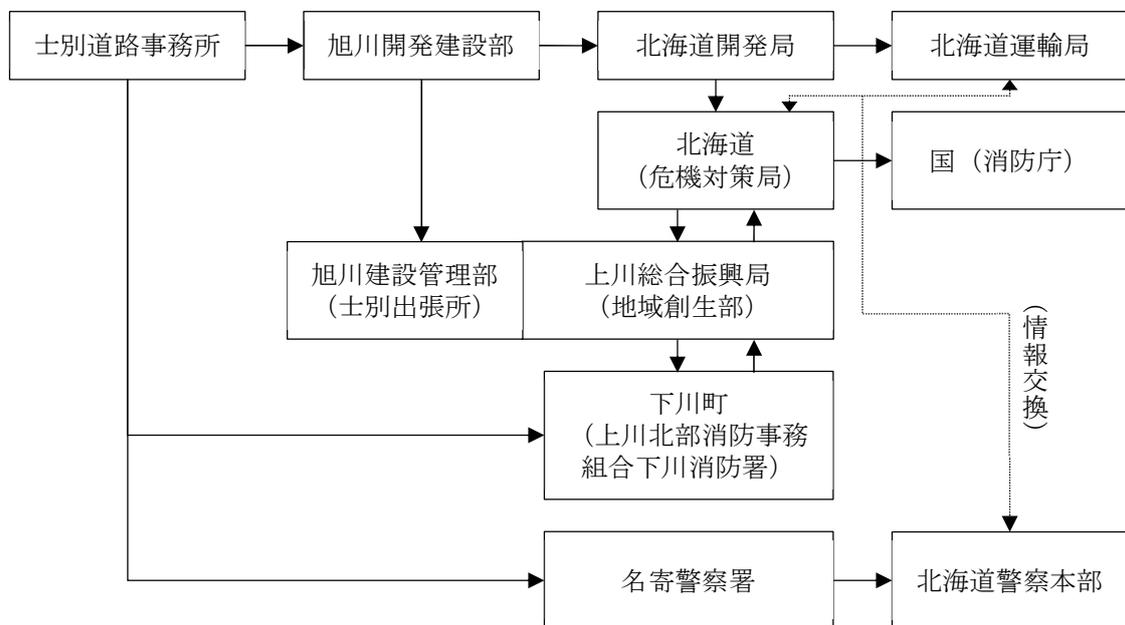
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

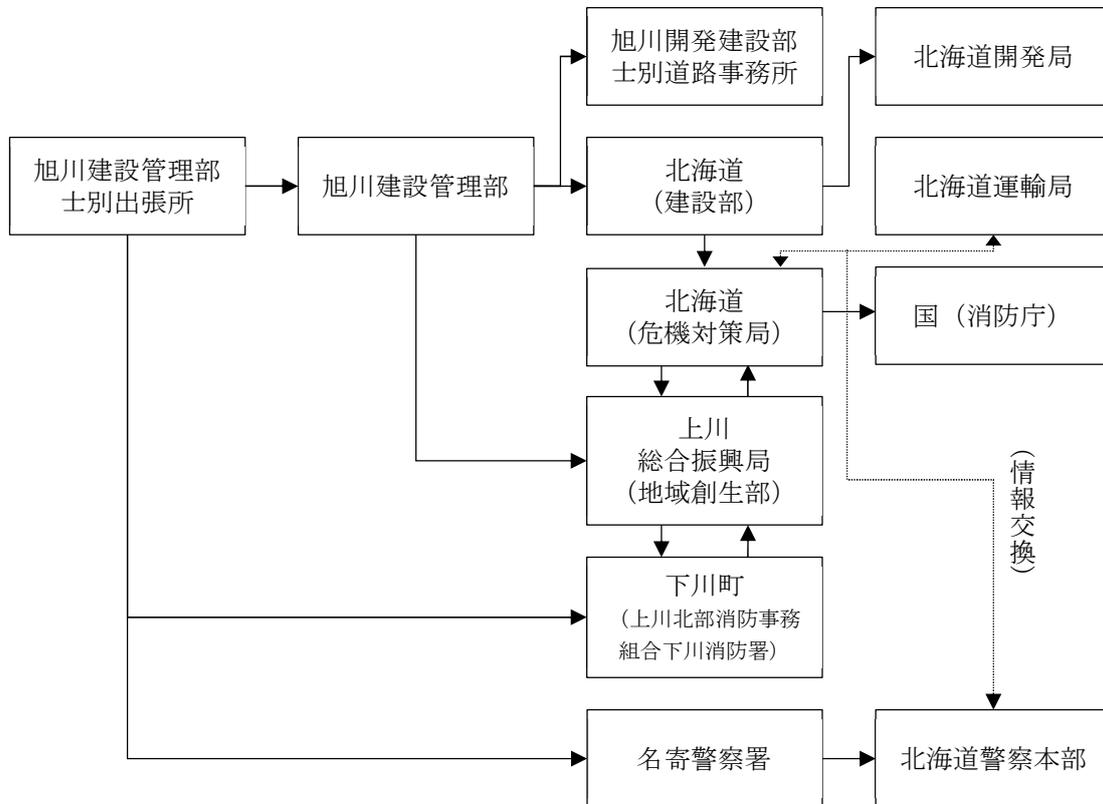
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

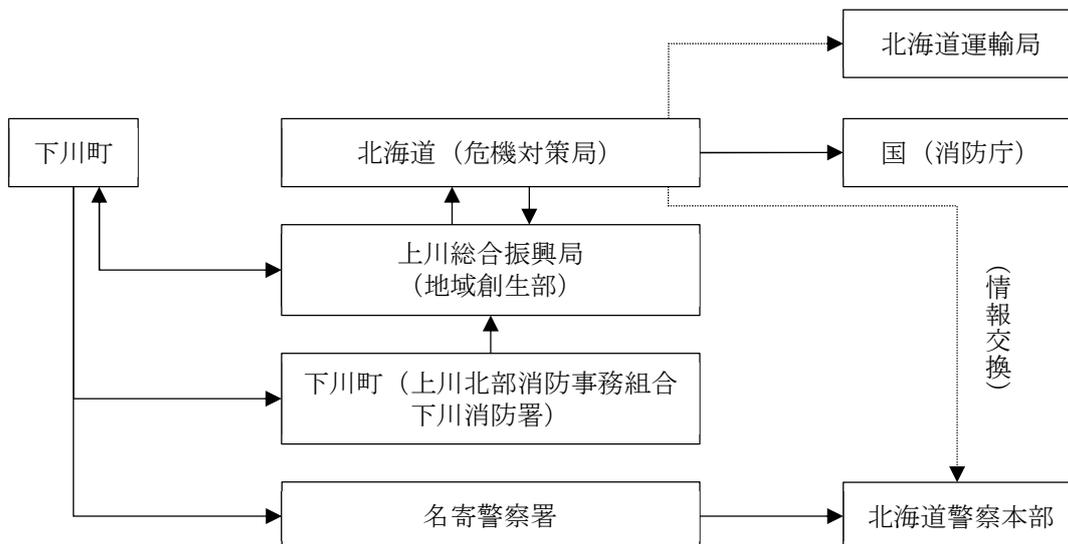
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町（上川北部消防事務組合）、道、名寄警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 町及び関係機関等の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 町及び関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」を準用する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」を準用するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 消防機関（上川北部消防事務組合）

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第15節「交通応急対策計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 名寄警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」を準用して速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 ヘリコプターの要請

道路災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

11 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、町長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町及び上川北部消防事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

13 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

（1）事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

(2) 上川北部消防事務組合

- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 名寄警察署

- 必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告する。

(2) 北海道産業保安監督部

- ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
- イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。
- ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。
- エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 名寄警察署

- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。
また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。
- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(4) 上川北部消防事務組合

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、

保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 名寄警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(4) 上川北部消防事務組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(2) 名寄警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(3) 上川北部消防事務組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講じるとともに、直ちに文部科学

大臣、消防署等関係機関へ通報する。

(2) 上川北部消防事務組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 名寄警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

資料12 危険物等取扱施設及び貯蔵施設

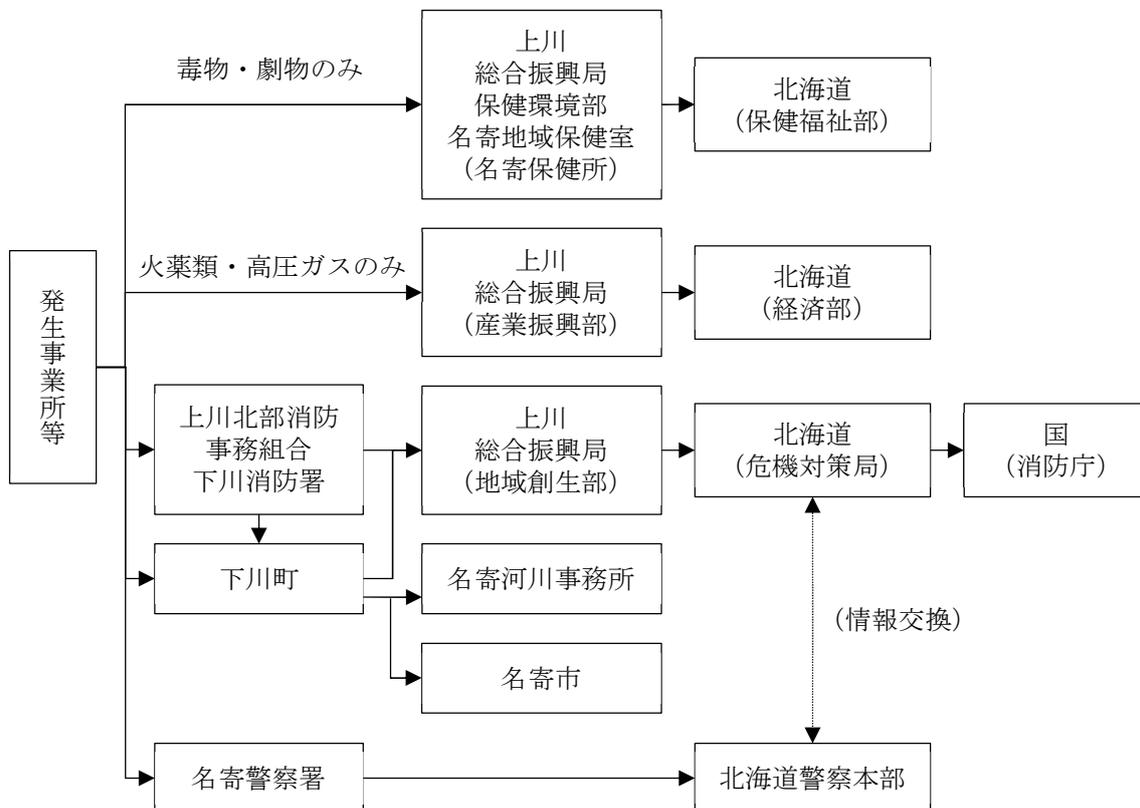
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係

る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町は、防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」を準用し、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等関係機関は、第5章第29節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

名寄警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。

9 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。

(2) 上川北部消防事務組合及び名寄警察署等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそ

れがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

- (3) 危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防災関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。
- (4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

10 ヘリコプターの要請

危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

11 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援

町及び上川北部消防事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町、上川北部消防事務組合

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が以下の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

総合振興局又は振興局	警報発令条件
上川総合振興局	実効湿度で67%以下にして、最小湿度35%以下となり、最大風速8m/s以上のとき

(11) 情報通信手段の整備

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

(12) 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

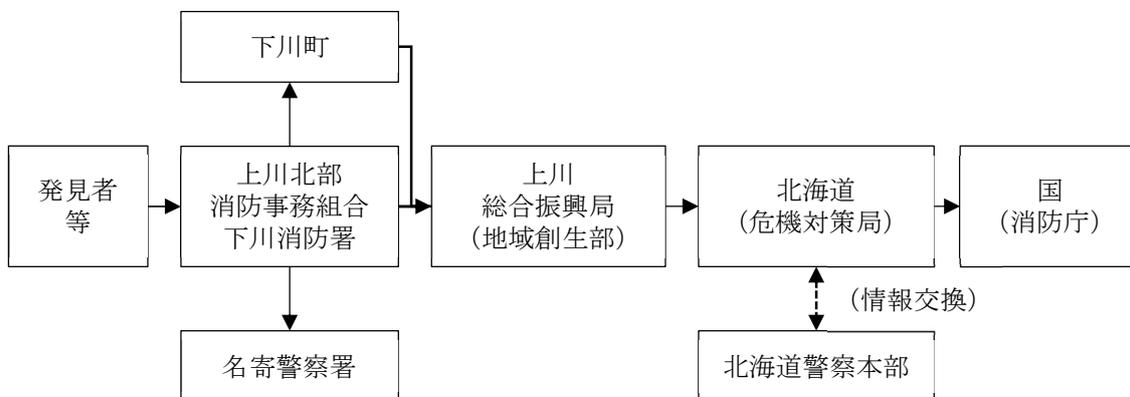
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

名寄警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。

8 ヘリコプターの要請

大規模な火事災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

10 広域応援

町及び上川北部消防事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第8章「災害復旧・被災者援護計画」を準用し、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、次により対策を講ずる。

(1) 町、道（上川総合振興局北部森林室）

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）対策

林野火災危険期間（おおむね4月～6月。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、林野火災危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

- ア 演習地出入者に対する防火啓発
- イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ 危険区域の標示
- エ 防火線の設定
- オ 巡視員の配置

(5) バス等運送業者

バス等運送業者は、林野火災危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等によって路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ア 路線の巡視
- イ ポスター掲示等による広報活動
- ウ 林野火災の巡視における用地の通行
- エ 緊急時における専用電話の利用

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区気象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、N T T 東日本株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

(2) 地区協議会

上川総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関によって構成する地区林野火災予消防対策協議会が推進する。

(3) 町の組織

町の子消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された下川町林野火災予消防対策協議会が推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

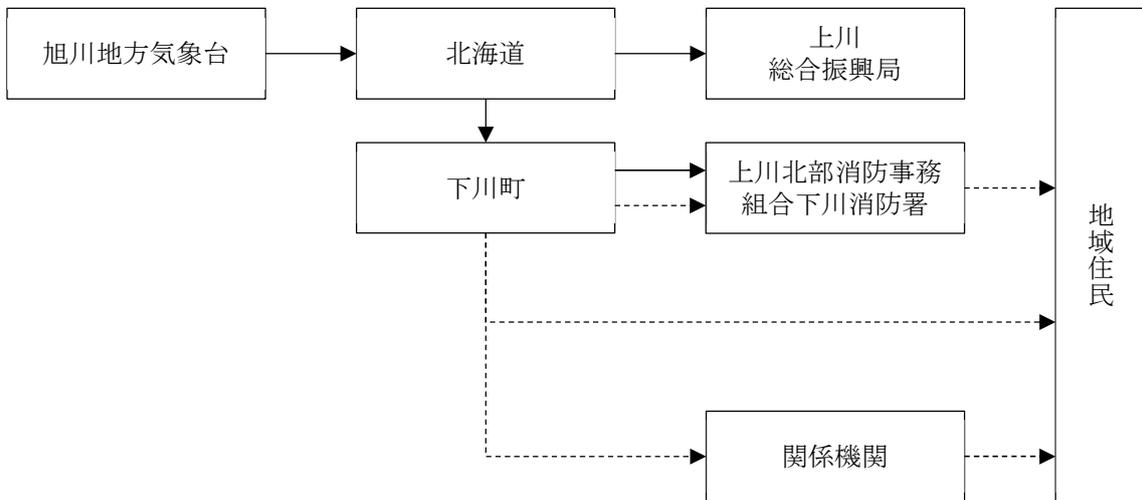
林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。
 なお、火災気象通報の通報基準に関する申し合わせとおりである。

発表官署	地域名 (一次細分区域名)	通報基準
旭川地方気象台	上川地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が10m/s*と予想される場合

※ 旭川地方気象台の観測値は16m/sを目安とする。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



-----▶ は、町長が火災に関する警報を発した場合

ア 道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを上川総合振興局及び町へ通報する。

イ 町

通報を受けた町は、上川北部消防事務組合へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する

警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、上川北部消防事務組合、関係機関、地域住民等へ周知を図る。

ウ 関係機関

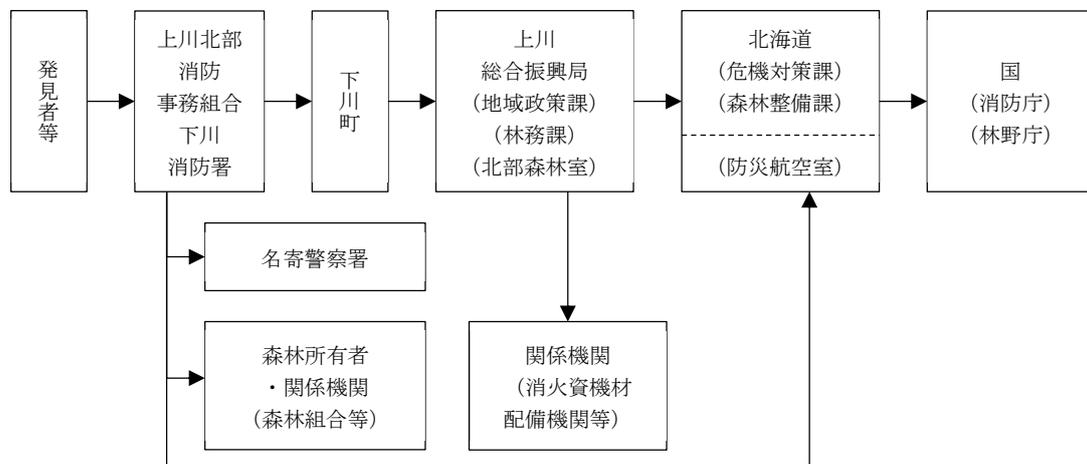
火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 町及び上川総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 消防活動

上川北部消防事務組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行う。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第5章第5節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第5章第10節「救助救出計画」を準用し、実施する。

7 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」を準用し、実施する。

8 交通規制

名寄警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。

9 ヘリコプターの要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第28節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

11 広域応援

町及び上川北部消防事務組合は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 町及び防災関係機関

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

(2) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、北海道、北海道警察（名寄警察署）、北海道電力㈱（名寄ネットワークセンター）

(2) 実施事項

町及び実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 北海道電力㈱（名寄ネットワークセンター）

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力㈱単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第15節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察（名寄警察署）

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散

布による通行の確保や、必要に応じ必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力(株)は、道や市町村等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域(高台や集合住宅)への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第20節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察(名寄警察署)は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

この際、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道

(8) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

資料19 事業別国庫負担等一覧

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 上川北部消防事務組合下川消防署

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する個人情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供するこ

とができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の1（2）のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

資料20 応急金融の概要

第4 災害義援金の募集及び配分

1 義援金の募集

（1）受付窓口の設置

町は、災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、義援金の受付窓口を設置するとともに、義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

（2）義援金の受入れ

町は、災害の発生に際して、下川町社会福祉協議会と連携の下、義援金の募集を行うものとし、募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

2 義援金の配分

(1) 災害義援金配分委員会の設置

町は、災害発生時に集まった義援金の配分が公平かつ効果的に行われるよう、下川町災害義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）を設置する。

(2) 配分計画の作成

町は、寄託された義援金（日本赤十字社北海道支部や道等の義援金受付団体に寄託された義援金を含む。）について、配分委員会において次の事項について審議し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、迅かつ適切に配分する。

ア 配分対象

イ 配分基準

ウ 配分方法

エ その他必要な事項について

(3) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、町防災会議に報告するとともに、報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

3 北海道による義援金の募集及び配分

道は、災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会を設置し、これに当たる。

下川町地域防災計画

沿革	昭和46年4月	下川町地域防災計画作成
	昭和49年度	◇ 一部修正
	昭和50年度	◇ 一部修正
	昭和61年度	◇ 全面見直し
	平成3年度	◇ 一部修正
	平成6年度	◇ 一部修正及び追加
	平成10年度	◇ 全面見直し
	平成12年度	◇ 一部修正
	平成13年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成14年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成15年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成16年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成17年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成18年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成19年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成20年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成21年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成22年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成23年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成24年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成25年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成26年度	◇ 一部修正（軽微）
	平成27年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成28年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成29年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	平成30年度	◇ 全面見直し
	令和元年度	◇ 一部修正及び追加
	令和2年度	◇ 一部修正（軽微）及び追加
	令和3年度	◇ 一部修正及び追加
	令和5年度	◇ 一部修正及び追加
	令和6年度	◇ 一部修正及び追加
	令和7年度	◇ 一部修正及び追加